

鳥取市学校給食における
食物アレルギー対応マニュアル

平成26年3月

(平成27年8月改訂)

(平成30年10月改訂)

(令和2年2月改訂)

(令和3年1月改訂)

鳥取市教育委員会

目 次

I 学校給食における食物アレルギー対応の基本	
1 学校給食における食物アレルギー対応の目的	1
2 安全性確保の原則	1
3 食物アレルギー対応に関する基礎用語	2
II 食物アレルギー対応の内容	
1 食物アレルギー対応対象児童生徒に実施する内容	5
2 食物アレルギー対応の対象児童生徒の範囲	7
III 食物アレルギー対応の手順	
1 食物アレルギー調査の実施	7
2 対応申請の確認・報告	8
3 個別面談・面談調書の作成	9
4 食物アレルギー対応委員会の設置と開催・報告	11
5 対応内容の把握・情報の共有	11
6 保護者の承諾書	12
7 対応の開始	12
8 個別指導、評価・見直し、対応の解除・報告	12
9 学校給食における食物アレルギー対応の流れ	13
IV 学校給食提供における食物アレルギー対応各段階の留意点	
1 献立作成	14
2 食材発注	14
3 食材検収	14
4 調理作業	15
5 配食	15
6 配膳	15
7 食事	15
8 その他	15
V 学校における食物アレルギー対応各段階の留意点	
1 学校における事務管理等	16
2 学校における給食対応	16
3 学校での食物アレルギー対応の取り組み	17
4 食物アレルギーによる症状への対応及び救急体制	21
市教委への連絡	24
VI 様式集	28
VII 参考資料集・文献	55

I 学校給食における食物アレルギー対応の基本

1 学校給食における食物アレルギー対応の目的

学校給食は、学校教育の一環として実施しており、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた食事を提供することにより、児童生徒の健康の保持増進と体位の向上を図るうえで大きな役割を果たしています。また、学校給食を生きた教材として活用した食に関する指導を行うことにより、食に関する正しい知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践する力を身に付けるとともに、健康で豊かな人間性を育むうえでも重要な役割を果たしています。

このことを踏まえて、食物アレルギーを有する児童生徒が他の児童生徒と同じように給食時間を安全に、かつ楽しく過ごせるようにするとともに、食育としての学校給食の効果を高めるために実施するものです。

なお、このマニュアルは、平成20年3月に、文部科学省監修のもと、公益財団法人日本学校保健会が発行された「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」及び、平成27年3月に文部科学省が作成された「学校給食における食物アレルギー対応指針」、平成28年3月に鳥取県が作成された「学校における食物アレルギー対応基本方針」に準拠する内容で、学校における食物アレルギーへの対応を示したものです。

2 安全性確保の原則

学校給食における食物アレルギー対応は、安全性の確保を最優先とします。

- (1) 調理場の能力や環境に応じて、食物アレルギーを有する児童生徒の視点に立った食物アレルギー対応給食の提供を目指します。
- (2) 学校長をはじめとする全ての教職員、調理場及び教育委員会関係者、保護者、医療機関関係者、消防関係者等が相互に連携し、共通認識を持ち、組織的に対応します。
- (3) 除去食・代替食の提供による食物アレルギー対応は、医師の診断・指示に基づき、面談実施後に最終決定とします。
- (4) 除去食・代替食の提供による食物アレルギー対応は、誤食・誤配などの事故防止の観点から、原因食物の完全除去対応をすることを基本とし、個々の状況に応じた複雑・煩雑な対応は行いません。

3 食物アレルギー対応に関する基礎用語

食物アレルギーとは

定義

一般的には特定の食物を摂取することによって、皮膚・呼吸器・消化器あるいは全身性に生じるアレルギー反応のことをいいます。

原因

原因食物は多岐にわたり、学童期では鶏卵、乳製品だけで全体の約半数を占めますが、実際に学校給食で起きた食物アレルギー発症事例の原因食物は甲殻類（エビ、カニ）や果物類（特にキウイフルーツ）が多くなっています。

症状

症状は多岐にわたります。じんましんのような軽い症状からアナフィラキシーショックのような命にかかわる重い症状までさまざまです。注意すべきは、食物アレルギーの約10%がアナフィラキシーショックにまで進んでいる点*です。

治療

「原因となる食物を摂取しないこと」が唯一の治療（予防）法です。

そして、万一症状が出現した場合には、速やかに適切な対処を行うことが重要です。じんましんなどの軽い症状に対しては抗ヒスタミン薬の内服や経過観察により回復することもあります。ゼーゼー・呼吸困難・嘔吐・ショックなどの中等症から重症の症状には、アナフィラキシーに準じた対処が必要です（P3 参照）。

*平成13・14年度及び平成17年度の厚生労働科学研究の全国疫学調査による

※公益財団法人 日本学校保健会「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」による

アナフィラキシーとは

定義

アレルギー反応により、じんましんなどの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、ゼーゼー、呼吸困難などの呼吸器症状が、複数同時にかつ急激に出現した状態をアナフィラキシーと言います。その中でも、血圧が低下して意識の低下や脱力を来すような場合を、特にアナフィラキシーショックと呼び、直ちに対応しないと生命にかかわる重篤な状態であることを意味します。

また、アナフィラキシーには、アレルギー反応によらず運動や物理的な刺激などによって起こる場合があることも知られています。

原因

児童生徒に起きるアナフィラキシーの原因のほとんどは食物ですが、それ以外に昆虫刺傷、医薬品、ラテックス（天然ゴム）などが問題となります。中にはまれに運動だけでも起きることがあります。

症状

皮膚が赤くなったり、息苦しくなったり、激しい嘔吐などの症状が複数同時にかつ急激にみられますが、もっとも注意すべき症状は、血圧が下がり意識の低下がみられるなどのアナフィラキシーショックの状態です。迅速に対応しないと命にかかわることがあります。

治療

具体的な治療は重症度によって異なりますが、意識の障害などがみられる重症の場合には、まず適切な場所に足を頭より高く上げた体位で寝かせ、嘔吐に備え、顔を横向きにします。そして、意識状態や呼吸、心拍の状態、皮膚色の状態を確認しながら必要に応じ一次救命措置を行い、医療機関への搬送を急ぎます。

アドレナリン自己注射薬である「エピペン®」（商品名）を携行している場合には、できるだけ早期に注射することが効果的です。

アナフィラキシー症状は急激に進行することが多く、最低1時間、理想的には4時間は経過を追う必要があります。経過を追う時は片時も目を離さず、症状の進展がなく改善している状態を確認します。

※公益財団法人 日本学校保健会「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」による

食物アレルギーの各病型の特徴

即時型

食物アレルギーの児童生徒のほとんどはこの病型に分類されます。原因食物を食べて2時間以内に症状が出現し、その症状はじんましんのような軽い症状から、生命の危険も伴うアナフィラキシーショックに進行するものまでさまざまです。

口腔アレルギー症候群

果物や野菜、木の実類に対するアレルギーに多い病型で、食後15分以内に口腔内（口の中）の症状（のどのかゆみ、ヒリヒリするイガイガする、腫れぼったいなど）が出現します。多くは局所の症状だけで回復に向かいますが、5%程度で全身的な症状に進むことがあるため注意が必要です。

食物依存性運動誘発アナフィラキシー

多くの場合、原因となる食物を摂取して2時間以内に一定量の運動（昼休みの遊び、体育や部活動など患者によってさまざま）をすることによりアナフィラキシー症状を起こします。原因食物としては小麦、甲殻類が多く、このような症状を経験する頻度は中学生で6000人に1人程度とまれです。しかし、発症した場合には、じんましんからはじまり、高頻度で呼吸困難やショック症状のような重篤な症状に至るので注意が必要です。原因食物の摂取と運動の組み合わせで発症するため、食べただけ、運動しただけでは症状は起きません。何度も同じ症状を繰り返しながら、この疾患であると診断されていない例もみられます。

※公益財団法人 日本学校保健会「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」による

II 食物アレルギー対応の内容

1 食物アレルギー対応対象児童生徒に実施する内容

対応区分	内 容	対応方法
(1) 学校給食食物アレルギー対応献立表の配布	アレルギー原因食物を明記した献立表を配布する。	<p>毎月、アレルギー原因食材を記載した「学校給食食物アレルギー対応献立表【詳細献立表】」【様式13-2】を事前に希望する保護者へ配布する。</p> <p>①自分でアレルギー原因食物を除いて食べる 保護者の指示又は児童生徒自らの判断で、給食から原因食物を除いて食べる。(例：果物等)</p> <p>②弁当を持参する アレルギー原因食物の種類が多いため、給食が食べられないと判断した場合、微量の原因食物であってもアレルギー症状が出る場合、その他個々の状況に応じて、安全な学校給食の提供が困難な場合は、家庭から全て弁当(一部弁当)を持参する。</p>
(2) 献立中止	飲用牛乳中止 パン中止 ご飯中止 おかず中止	<p>「学校給食を制限している児童生徒調査表」【様式4】に基づき、牛乳が飲めない、またはパン・ご飯・おかずが食べられない食物アレルギーを有する児童生徒については、「飲用牛乳・パン・ご飯・おかず中止(開始)報告書」【様式16】を学校給食センターに提出する。</p>
(3) 除去食・代替食の提供	卵・乳の除去食・代替食を提供する。	<p>医師の診断、指示に基づき、卵・乳の除去食・代替食を提供する。</p> <p>①対応範囲 卵のアレルギー、乳のアレルギー、卵と乳のアレルギーを有する児童生徒を対象とする。 ※「卵・乳」に加え、「甲殻類等」等その他の食物アレルギーがある場合は、除去食・代替食の対応給食は行わない。そのため、通常の給食から原因食物を自ら除去して食べるなどの対応が必要となる。</p> <p>②除去食の提供 ●調理過程で、卵・乳を除去した給食を提供する。 ●除去した食材に代わる同等の栄養を提供することは原則行わない。 【例】・かきたま汁に卵を入れない・千草和えに卵を入れない ・ポタージュに乳製品を入れない</p> <p>③代替食の提供 ●卵・乳を含まない主菜、副菜(和え物)、デザートの商品を提供する。 【例】・オムレツをフランクフルトに替えて提供する ・ミルクプリンをゼリーに替えて提供する 等 ※副菜(汁物)は、除去食対応のみとする。</p>

【卵・乳の除去食・代替食対応区分】

対応可能：○ 対応不可：×

区 分		〈鳥取地域〉 第一・第二・湖東 学校給食センター		〈新市域〉 国府・河原・気高・鹿野・青谷 学校給食センター	
		除去食	代替食	除去食	代替食
主食	米飯	×	×	○	×
	パン	×	×	×	×
牛乳		/		/	
主菜		○	○	○	○
副菜（汁物）		○	×	○	×
副菜（和え物）		○	○	○	○
デザート		×	○	×	○

食物アレルギー対応レベル

レベル1（詳細な献立表対応）

給食の原材料を詳細に記した献立表を事前に配布し、それをもとに保護者や担任などの指示又は児童生徒自身の判断で、給食から原因食品を除いて食べる対応。単品で提供されるもの（例 果物など）以外、調理されると除くことができないので適応できない。

詳細な献立表の作成と配布は学校給食対応の基本であり、レベル2以上の対応でも、あわせて提供すること。

レベル2（弁当対応）

〈一部弁当対応〉

除去又は代替食対応において、当該献立が給食の中心的献立、かつその代替提供が給食で困難な場合、その献立に対してのみ部分的に弁当を持参する。

〈完全弁当対応〉

食物アレルギー対応が困難なため、すべて弁当持参する。

レベル3（除去食対応）

広義の除去食は、原因食物を給食から除いて提供する給食を指し、調理の有無は問わない。

【例】 飲用牛乳や単品の果物を提供しない 等

本来の除去食は、調理過程で特定の原材料を除いた給食を提供することを指す。

【例】 ・かき玉汁に卵を入れない 等

レベル4（代替食対応）

広義の代替食は、除去した食物に対して何らかの食材を代替して提供する給食を指し、除去した食材や献立の栄養価等の考慮の有無は問わない。本来の代替食は、除去した食材や献立の栄養量を考慮し、それを代替して1食分の完全な給食を提供することを指す。

文部科学省「学校給食における食物アレルギー対応指針」による

2 食物アレルギー対応の対象児童生徒の範囲

所定の手続きにしたがい、保護者から申請のあった児童生徒を対象とします。

除去食・代替食の提供は、医師の診断・指示に基づき、面談実施後に最終決定としますが、家庭でも食事療法を行っていることを原則とします。

除去食・代替食の提供は、安全性確保の観点から、学校給食でコンタミネーション（※1）を避けることは困難なため、微量で強く反応するアナフィラキシー症状のある児童生徒は対象としません。また、アレルギー原因食物が複数ある児童生徒は対象としません。

（※1）コンタミネーション 給食の調理過程で、機械や器具から偶発的に微量のアレルゲン（アレルギーを引き起こす物質）が混入してしまうことをいいます。

III 食物アレルギー対応の手順

～学校給食における食物アレルギー対応の流れ～

食物アレルギー対応の実施にあたっては、対象児童生徒とその保護者が、学校生活に対する不安を解消できるように、保護者や医師等からアレルゲンやそれを含む食物を摂取した際の症状等正確な情報をしっかり収集し、実態の把握に努めるとともに、保護者との連絡を密にすることによって、対象児童生徒の状況を確認しながら、成長に合わせて適正に対応していくこととし、医師の診断、指示に基づく対応を基本に、症状に応じた食物アレルギー対応を行うこととします。

また、すべての教職員及び学校給食センター職員が食物アレルギーについて理解し、その発症時に対応できる体制を作っておく必要があります。

1 食物アレルギー調査の実施

1 食物アレルギー調査の実施	「食物アレルギー調査の実施について（お願い）」【様式1】 「食物アレルギー調査票」【様式2】 「食物アレルギー対応実施（新規・変更・継続）申請書」【様式3】	
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle; width: 30px;">調 査 時 期</td> <td style="padding: 5px;"> パターンA（新小学校1年生）：就学時健診（10～11月）で実態調査を行う。 パターンB（新中学校1年生）：2月末までに新年度へ向けた対応の実態調査を行う。 パターンC（在校生）：2月末までに新年度へ向けた対応の実態調査を行う。 パターンD（新規発症・診断及び転入時）：新規に発症した場合、もしくは転入時に対応する。 </td> </tr> </table>	調 査 時 期
調 査 時 期	パターンA（新小学校1年生）：就学時健診（10～11月）で実態調査を行う。 パターンB（新中学校1年生）：2月末までに新年度へ向けた対応の実態調査を行う。 パターンC（在校生）：2月末までに新年度へ向けた対応の実態調査を行う。 パターンD（新規発症・診断及び転入時）：新規に発症した場合、もしくは転入時に対応する。	

- (1) 「食物アレルギー調査の実施について（お願い）」【様式1】により、全ての児童生徒の保護者を対象に、食物アレルギーの調査をする。
- (2) 食物アレルギーの有無を調査し、食物アレルギーを有する児童生徒の保護者に対して、アレルギーの原因食物や主な症状、学校給食での対応状況等と、医師の診断の有無等を記載した「食物アレルギー調査票」【様式2】の提出を依頼する。
- (3) 食物アレルギー対応を希望する保護者に対して、希望する食物アレルギー対応、医療機関での指導内容等を記載した「食物アレルギー対応実施（新規・変更・継続）申請書」【様式3】の提出を依頼する。

- (4) 児童生徒の症状に変更があり、対応の変更を希望する場合は、上記(2)～(3)と同様の取り扱いとする。
- (5) 除去食・代替食の提供による食物アレルギー対応対象児童生徒について、対応の継続を希望する場合は、上記(2)～(3)と同様の取り扱いとする。

【対象区分別調査時期】

パターン	対象区分	調査時期	調査方法
A	新小学校1年生	就学時健康診断 (10～11月)	●教育委員会は、就学予定児童世帯主へ、「就学時健康診断通知書」に【様式1】【様式2】【様式3】を添付して送付する。 ●就学時健康診断日に、保護者に【様式2】、必要に応じ【様式3】を提出してもらう。
B	新中学校1年生	2月末まで	●新年度へ向けた対応の実態調査を行う。 ●実態調査は、【様式1】【様式2】【様式3】により、入学前に所属する小学校で行う。 ●小学校は、【様式2】【様式3】をとりまとめて、入学予定の中学校へ提出する。
C	在校生	2月末まで	●新年度へ向けた対応の実態調査を行う。 ●実態調査は、【様式1】【様式2】【様式3】により、全児童生徒の保護者を対象に行う。
D	新規発症、転入時	新規に発症した場合、若しくは転入時	●【様式1】【様式2】【様式3】により、適宜調査を行う。

2 対応申請の確認・報告

2 対応申請の確認・報告	「学校給食を制限している児童生徒調査表」【様式4】の作成、教育委員会(学校保健給食課)へ提出	
	報告時期	パターンA(新小学校1年生): 2月末 パターンB(新中学校1年生): 2月末 パターンC(在校生): 2月末 パターンD(新規発症及び転入時): 適宜

- (1) 「食物アレルギー調査票」【様式2】、「食物アレルギー対応実施(新規・変更・継続)申請書」【様式3】をもとに「学校給食を制限している児童生徒調査表」【様式4】を作成する。
- (2) 【様式2】(食物アレルギー現在ありの児童生徒のみ)、【様式3】、【様式4】の写しを所管の学校給食センター経由で教育委員会(学校保健給食課)へ提出。

3 個別面談・面談調書の作成

3 個別面談 ・面談調書作成	「食物アレルギー対応実施面談通知書」【様式5】 「除去食・代替食依頼書」【様式6】 「学校生活管理指導表」【様式7】 「食物アレルギー個別取組プラン（面談調書）」【様式8】
	① 【様式3】が提出され、対応が可能な児童生徒の保護者との個人面談を実施する。 ② 保護者へ【様式5】、【様式6】、【様式7】、【様式8】を送付し、面談日までに学校へ【様式6】、【様式7】、【様式8】の提出を依頼する。

学校は、保護者が卵・乳の除去食・代替食の対応給食を希望する場合に、個別面談を実施します。

(1) 個別面談までの流れ

- ア 保護者から提出された「食物アレルギー調査票」【様式2】、「食物アレルギー対応実施（新規・変更・継続）申請書」【様式3】に基づき、除去食・代替食の対応給食が可能か否かを確認する。
- イ 面談の日程や出席者を決定する。面談は、管理職及び実務者（養護(助)教諭、学級担任、栄養教諭・学校栄養職員等）が必ず出席する。面談の日程調整は養護(助)教諭、給食主任等が担い、可能な限り関係職員が幅広く出席できるようにする。
- ウ 保護者へ「食物アレルギー対応実施面談通知書」【様式5】を送付する。【様式5】送付時に「除去食・代替食依頼書」【様式6】、「学校生活管理指導表」【様式7】、「食物アレルギー個別取組プラン（面談調書）」【様式8】を併せて送付する。
- エ 保護者に面談日までに学校へ【様式6】、【様式7】、【様式8】の提出を依頼し、内容の確認をしておく。

(2) 個別面談の実施

ア 個別面談時の必要書類

学校側の書類

- (ア) 食物アレルギー調査票【様式2】
- (イ) 食物アレルギー対応実施（新規・変更・継続）申請書【様式3】
- (ウ) 除去食・代替食依頼書【様式6】
- (エ) 学校生活管理指導表【様式7】
- (オ) 食物アレルギー個別取組プラン（面談調書）【様式8】
- (カ) 学校給食食物アレルギー対応献立表【除去食・代替食用】【様式13-1】
- (キ) 保護者への確認と説明事項 参考資料3

※(ア)～(オ)は面談前の保護者からの提出書類

イ 個別面談出席者（面談者）

- (ア) 保護者
- (イ) 校長、副校長、教頭、教務、学年主任、学級担任、養護(助)教諭、給食主任等
- (ウ) 栄養教諭・学校栄養職員

※必要に応じて、学校医、主治医、教育委員会担当者等も出席する。

ウ 個別面談の実施時期

原則、食物アレルギー対応開始おおむね1か月前

※新小・中学校1年生は、入学おおむね1か月前までに個別面談を行う。

(3) 個別面談の手順

「食物アレルギー個別取組プラン（面談調書）」【様式8】に沿って個別面談を実施する。

- 食物アレルギー病型（即時型、口腔アレルギー症候群、食物依存性運動誘発アナフィラキシー）を確認する。
 - ・食物アレルギーの原因食物を喫食したときの症状を確認する。
- アナフィラキシーの病型及び既往歴を確認する。
 - ・運動で症状を発症したことがあるかを確認する。
- 緊急時に備えた処方薬の内容と保管場所を確認する。
 - ・学校に携帯する薬剤の有無（アドレナリン自己注射薬「エピペン®」含む）
 - ・内服薬がある場合はいつ、どのような時に服用するのかを聞き取り、保管場所を確認する（軟膏等も同じ）。
 - ・アドレナリン自己注射薬（「エピペン®」）を処方されている児童生徒については、地域の消防機関への情報提供の有無について確認する。情報提供の必要がある場合は、保護者が「食物アレルギー個別取組プラン（面談調書）」【様式8】に記入のうえ「緊急を要する児童生徒の対応について」参考資料1を地域の消防機関に提出する。
- 原因食物と摂取後の具体的症状や対応手順、診断根拠を確認する。
 - ・医師の診断に基づき、アレルギーの原因となる食物の範囲を明確にする。
 - ・原因食物、症状、対応手順等、最終発現年齢、診断根拠を確認する。
- 家庭における対応を確認する。
 - ・除去方法、アレルギーを起こす量や加熱の有無、加工食品、調味料等に含まれる微量の食物に対するアレルギー反応等について確認する。
 - ・過去に除去を行い、現在は喫食可能な食品があるか確認する。
 - ※幼稚園や保育園での対応について確認する。（新小学校1年生の場合）
- 学校生活上の留意点を確認する。
 - ・学校給食での食物アレルギー対応、毎月の献立の配布方法を確認する。
 - ・除去食・代替食の提供をする場合、食器の移し替えのタイミングと誰が移し替えるのかを確認する。
 - ・給食当番での活動・配膳の活動・机の配置・他の児童生徒への周知等についても保護者と確認する。
 - ・食物・食材を扱う授業・活動、運動（体育・体育的行事・部活動・給食後の身体を動かす激しい遊びなど）、宿泊を伴う校外活動、その他の配慮・管理事項について確認する。
- 食物アレルギーに関する医療機関について確認する。
 - ・緊急時の対応方法、緊急時連絡先（連絡医療機関、保護者）を確認する。
- 学級内の児童生徒、必要に応じてその保護者へ、対象児童生徒の食物アレルギー情報を提供することについての了解を得ること。

- 保護者への確認と説明事項を **【参考資料3】**に沿って説明する。
- 解除届書【様式11】について確認する。
- 個別面談で得られた情報をまとめ、「食物アレルギー個別取組プラン（面談調書）」【様式8】を作成する。また、【様式8】に基づき、「緊急時個別対応カード」【様式15】を作成する。

4 食物アレルギー対応委員会の設置と開催・報告

4 食物アレルギー対応委員会の設置と開催・報告	「食物アレルギー対応委員会」を開催し対処方法の検討・決定する。
	構成者…校長、副校長、教頭、教務、学年主任、養護（助）教諭、給食主任、栄養教諭・学校栄養職員等（必要に応じて学校医、主治医、教育委員会担当者等） 【様式6】 、 【様式7】 、 【様式8】 をもとに対処方法を確認・検討し、写しを教育委員会（学校保健給食課）へ提出する。 実施時期：対応開始のおおむね1か月前まで

- (1) 校長、副校長、教頭、教務、学年主任、学級担任、養護（助）教諭、給食主任、栄養教諭・学校栄養職員等（必要に応じて学校医、主治医、教育委員会担当者等）で構成される「食物アレルギー対応委員会」を開催し、対象児童生徒の保護者から提出された書類と面談で確認された情報に基づき、個々の対象児童生徒に対する食物アレルギー対応内容について対処方法を検討する。
- (2) 対応委員会での協議結果は、「食物アレルギー個別取組プラン（面談調書）」【様式8】の「10 対応委員会での検討・決定事項」欄に記載し、「除去食・代替食依頼書」【様式6】、「学校生活管理指導表」【様式7】と併せて、教育委員会（学校保健給食課）へ写しを提出する。

【実施時期】原則、食物アレルギー対応開始おおむね1か月前

5 対応内容の把握・情報の共有

5 対応内容の把握・情報の共有	「食物アレルギー対応実施（変更）決定通知書」【様式9】
	【様式9】を教育委員会から学校へ送付する。学校は【様式9】を確認・把握し、保護者へ送付する。また、校長は、決定した内容を全教職員に周知徹底する。

- (1) 校長から報告を受けた教育委員会（学校保健給食課）は対応内容等を確認・決定し、学校長に「食物アレルギー対応実施（変更）決定通知書」【様式9】を送付する。併せて、写しを学校給食センターへ送付。
- (2) 校長は、教育委員会（学校保健給食課）からの決定通知内容を確認・把握し、【様式9】で、保護者へ対応内容を通知する。
- (3) 校長は、決定した内容を全教職員に周知徹底する。

【実施時期】原則、食物アレルギー対応開始おおむね1か月前

6 保護者の承諾書

6 保護者の承諾書	「食物アレルギー対応実施（変更）決定承諾書」【様式10】
	保護者に【様式10】の提出を依頼し、写しを教育委員会（学校保健給食課）へ提出する。

校長は、保護者より提出された「食物アレルギー対応実施（変更）決定承諾書」【様式10】の写しを教育委員会（学校保健給食課）へ提出する。

【実施時期】原則、食物アレルギー対応開始おおむね1か月前

7 対応の開始

7 対応の開始	学校給食における食物アレルギー対応を開始する。
---------	-------------------------

学校給食センターは、食物アレルギー対応内容及び対応期間の決定結果に基づき、対象児童生徒に対して除去食・代替食の対応給食を開始する。

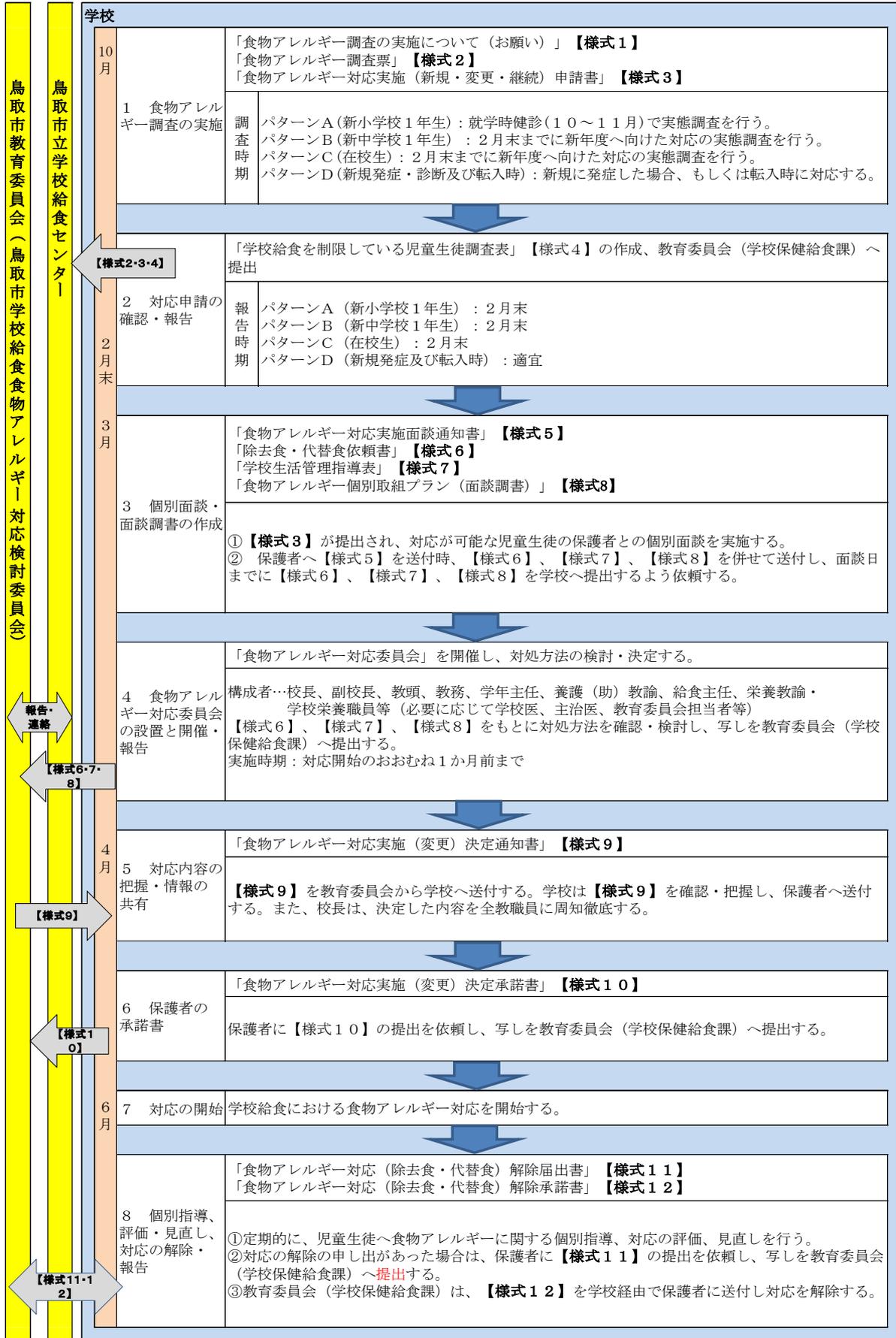
8 個別指導、評価・見直し、対応の解除・報告

8 個別指導、評価・見直し、対応の解除・報告	「食物アレルギー対応（除去食・代替食）解除届出書」【様式11】
	「食物アレルギー対応（除去食・代替食）解除承諾書」【様式12】
	① 定期的に、児童生徒へ食物アレルギーに関する個別指導、対応の評価・見直しを行う。 ② 対応の解除の申し出があった場合は、保護者に【様式11】の提出を依頼し、写しを教育委員会（学校保健給食課）へ提出する。 ③ 教育委員会（学校保健給食課）は、【様式12】を学校経由で保護者に送付し対応を解除する。

- (1) 保護者、学級担任、養護（助）教諭、栄養教諭・学校栄養職員が連携し、定期的に食物アレルギーに関する個別指導を対象児童生徒に行うとともに、対応の評価と見直しを行う。
- (2) 対象児童生徒について、症状に変化があり、対応の解除を希望する場合は、保護者から「食物アレルギー対応（除去食・代替食）解除届出書」【様式11】を提出してもらい、写しを教育委員会（学校保健給食課）へ送付し報告する。
- (3) 教育委員会（学校保健給食課）は、【様式11】を確認後、「食物アレルギー対応（除去食・代替食）解除承諾書」【様式12】を学校経由で保護者に送付し対応を解除する。併せて、写しを学校給食センターへ送付。

以上の食物アレルギー対応の手順は、13頁の「9 学校給食における食物アレルギー対応の流れ」に示します。

9 学校給食における食物アレルギー対応の流れ



IV 学校給食提供における食物アレルギー対応各段階の留意点

1 献立作成

- (1) 献立を工夫し、できる限り、1回の給食で複数の料理に同じ原因食物を使用しないように配慮する。
- (2) 同じ原因食物を使用する日を週単位で検討し、複数日連続してその原因食物を使用しないように考慮する。
- (3) 特に重篤度の高い原因食物であるそば、落花生（ピーナッツ）は、学校給食での提供を極力減らす。
- (4) 加工食品は、添加物として原因食物が使用されていない食品を選定するなどの対応を考慮する。
- (5) 原因食物が使用されていることが明確な料理名となるようにする。
- (6) 複雑で煩雑な調理作業とならないように、作業工程表や作業動線図で確認する。
- (7) 食物アレルギー対応献立表の作成に当たっては、料理ごとの使用食材、調味料や加工食品については原材料を調査し、原因食物を記載する。（加工食品のコンタミネーション〈原因食物の混入〉については記載しない。）
- (8) 除去食・代替食の対応給食の提供において、食物アレルギーの原因食物に関連するものであっても症状誘発の原因となりにくい下記の食品については、完全除去を原則とする学校給食においても、基本的に除去しない。

これらについて対応が必要な児童生徒は、当該原因食物に対する重篤なアレルギーがあることを意味するため、安全な給食提供が困難な場合には、弁当対応を考慮する。

原因食物	除去する必要のない調味料・だし・添加物等
卵	卵殻カルシウム
乳	乳糖・乳清焼成カルシウム

- (9) 献立表の作成にあたっては、複数の関係者で確認し、誤表示や記入漏れのないようにする。

2 食材発注

- (1) 事前に可能な限りアレルゲン情報を把握し、使用可能な食材を確認する。
- (2) 加工食品については、業者に資料提供を求め、アレルゲン表示・原材料の確認をする。

3 食材検収

- (1) 食材検収時には、その食材の原材料等が事前に報告されたものと同じかどうかを確実に確認する。（メーカー名・商品名等の確認）
- (2) デザートの代替食は、学校給食センターから学校へ専用容器で配送する。

4 調理作業

- (1) 給食調理員は、栄養教諭等と調理場所、調理器具、食器、担当者等について、調理指示書や作業工程表・作業動線図を基に、事前に十分な打合せをし、ダブルチェック、声だし指差し等で確認しながら確実に作業する。
- (2) 調理作業中にコンタミネーションが起らないよう調理場所に配慮するとともに、原因食物の取り扱い、器具、食器、エプロン等の使い分けや手洗い・使い捨て手袋の着用等を徹底する。
- (3) 調理作業中、常に対象児童生徒の名前と対応内容がわかるよう表示する。
- (4) 担当する調理員を明確にする。

5 配食

調理後にアレルギー原因食物の混入や取り違えが起きないように管理する。

- (1) 材料表、調理指示書をもとに誤調理がないか複数の調理員でダブルチェックをする。
- (2) 誤配、誤食がないよう、学校名、学年、学級、氏名、献立名、除去等の内容を明記した対応食の個人容器等を準備する。
- (3) 間違いなく配食できたか、複数の調理員でダブルチェックする。
- (4) 調理終了後、食物アレルギー対応食を調理業務責任者等が必ず確認する。

6 配膳

- (1) 学校の給食担当者は、配送された食物アレルギー対応食について、総数、学年、学級、氏名、献立名、除去等の内容を確認し、確実に学級担任等へ手渡し、「食物アレルギー対応食受渡し記録票」【様式14】へ記録する。
- (2) 配膳の際は、食物アレルギー対応食が間違いなく対象児童生徒に配膳されるよう学級担任が確認する。
- (3) 学級担任は、配膳時に対象児童生徒がアレルギー原因食物に触れることがないように注意し、周りの児童生徒にもその旨を指導する。

7 食事

- (1) 食事をする際も、誤食がないように学級担任等、本人が最終確認をする。
その際、「学校給食食物アレルギー対応献立表【除去食・代替食用】」【様式13-1】、「学校給食食物アレルギー対応献立表【詳細献立表】」【様式13-2】を確認して、誤配食や誤食がないよう注意する。
- (2) 学級担任は対象児童生徒が体調不良などの異変を起こしていないか、注意する。

8 その他

- (1) 教職員全員が、食物アレルギーに関する基礎知識と対象児童生徒の実態、緊急時の対応方法について共通理解する。
- (2) 献立に変更があった場合、学校給食センターは、食物アレルギーに関する情報を学校に連絡する。学校は、家庭に確実に連絡する。

V 学校における食物アレルギー対応各段階の留意点

1 学校における事務管理等

- (1) 学校給食を制限している児童生徒の把握
2月末までに、「食物アレルギー調査票」【様式2】、「食物アレルギー対応実施（新規・変更・継続）申請書」【様式3】をもとに、「学校給食を制限している児童生徒調査表」【様式4】を作成し、学校給食センター経由で教育委員会（学校保健給食課）へ提出する。
- (2) 給食人員の報告
4月に「学年別クラス数」、「学級別食数表」、毎月15日に「給食実施予定表」を学校給食センターに提出する。
※報告様式は食数管理台帳とする。
- (3) 飲用牛乳・パン・ご飯・おかずの中止
飲用牛乳・パン・ご飯・おかずの提供を中止する場合、若しくは中止を解除し提供を開始する場合は、「学校給食を制限している児童生徒調査表」【様式4】を学校給食センターに提出する。
- (4) 給食人員異動報告
給食人員の異動報告は、「給食実施予定表」により5日前（日曜日及び土曜日並びに祝日を除く。）までに報告をする。（食材調達に時間を要するため）
なお、個人情報保護の観点から、書類の取り扱いには注意する。
※報告様式は学校給食申込変更届出書とする。
- (5) 給食費
除去食・代替食の対応給食は、経費を要する傾向にあるが、通常給食と同額とする。

2 学校における給食対応

- (1) 学校給食食物アレルギー対応献立表の配布
ア 「学校給食食物アレルギー対応献立表【除去食・代替食用】」【様式13-1】
 - (ア) 毎月末に、学級担任は対象児童生徒の保護者へ配布する。
 - (イ) 保護者は内容を確認し、押印のうえ、学級担任へ提出する。
 - (ウ) 校長、学級担任、養護（助）教諭、給食主任等が内容を確認し押印後、写しを取って原本を学校給食センターに送付する。（学校給食センターから返却されるまでの間、学校は写しをもとに児童生徒への対応を行う）。学校給食センターは確認後、押印し、写しを保管する。原本は学校で保管し、写しを学級担任、保護者へ配布する。
 - (エ) 対象児童生徒ばかりでなく保護者と学級担任等は必ず「学校給食食物アレルギー対応献立表【除去食・代替食用】」を確認し、誤配食や誤食がないよう注

意する。

イ 「学校給食食物アレルギー対応献立表【詳細献立表】」【様式13-2】

(ア) 毎月末に、学級担任は対象児童生徒の保護者へ配布する。

(イ) 保護者は内容を確認し、「制限に対する対応方法」欄を記入し、押印後、学級担任へ提出する。

(ウ) 対象児童生徒ばかりでなく保護者と学級担任等は必ず「学校給食食物アレルギー対応献立表【詳細献立表】」を確認し、誤配食や誤食がないよう注意する。

(2) 配送と受入確認

ア 学校の給食担当者は、コンテナ到着後、「食物アレルギー対応食受渡し記録票」【様式14】【学校における食物アレルギー対応食受け渡しの流れ】に沿った対応を確実に行う。

※名前を明記した個人容器と専用食器を、他の児童生徒の給食と混同しないよう注意し、配膳室から教室までの受渡しを明確にし、学級担任等の教職員へ手渡しする。

イ 給食担当者は、保存食を通常の給食と同様、採取・廃棄する。

(3) 教室での対応

ア 教室での配膳は、専用の食器へ盛り付け、食物アレルギー対応食を確実に対象児童生徒へ配膳する。

イ 食物アレルギー対応食が確実に対象児童生徒へ配膳されたか、「学校給食食物アレルギー対応献立表【除去食・代替食用】」【様式13-1】をもとに確認をする。

ウ 配慮が必要な児童生徒についても、「学校給食食物アレルギー対応献立表【詳細献立表】」【様式13-2】をもとに確認する。

3 学校での食物アレルギー対応の取り組み

(1) 食物アレルギー対応委員会の設置と緊急時対応マニュアルの作成

児童生徒が安心して安全な学校生活を送るために、食物アレルギー対応委員会を設置し、関係教職員が積極的に連携・協力して対応する体制を構築しておく必要がある。

対応委員会では、面談調書その他の資料及び医師の診断・指示に基づき、対象となる児童生徒ごとに、個別の取り組みプランを検討・決定する。

また、緊急時に円滑な対応ができるように、学校や調理場の状況を踏まえたうえで、食物アレルギー対応の要素を組み入れた危機管理マニュアルを作成することも大切である。

(2) 正しい認識と健康教育の充実

食物アレルギーを有する児童生徒の給食は、他の児童生徒の給食と次の点で異なる。

ア 除去食・代替食による食物アレルギー対応食を食べる。

イ 給食から原因食物を除去しながら食べる。

ウ 家庭から全て弁当（一部弁当）を持参する。

児童生徒の発達段階によっては、食物アレルギー対応食を食べる児童生徒本人が、

苦痛や負い目を感じたり、萎縮したりすることがある。

そのため、児童生徒が、食物アレルギーについて正しく理解するよう、健康教育の充実を図ることが必要となる。また、食物アレルギーについて、教職員が研修を通じて正しく理解することが必要である。

(3) 給食の時間における指導

ア 対象児童生徒への指導

保護者との連携を保ち、食物アレルギーを有する児童生徒自身が、食物を選択して食べる能力を身につけ、自律的に対処できるよう指導することが必要である。

イ 他の児童生徒への指導

食に関する指導の一環として、食物アレルギーについて正しい知識が得られるよう健康教育を強化し、充実を図るとともに、個性尊重の人権教育として取り組むことが必要である。他の児童生徒が、食物アレルギーを有する児童生徒の状況を理解し、自分でできることを考え実践し、共に生きる力を身につけることができるように指導することが必要である。

また、食物アレルギーを有する児童生徒がアレルギーの原因となる食品を誤って食べることで、命に関わる場合があることについて指導をすることも必要である。

(4) 給食の時間における配慮

給食の時間に誤食事故等が起きないように以下の項目について特に配慮する。

ア 献立内容の確認

イ 給食当番の役割確認

ウ 配膳時の確認

エ おかわり等を含む喫食時の注意

オ 片づけ時の注意

カ その他交流給食などの注意

特に、食物アレルギー対応食について、原材料がわかる「学校給食食物アレルギー対応献立表【除去食・代替食用】」【様式13-1】で確認する方法や、対応食と通常献立との違いを学級担任等、本人が確認する方法を具体的に決める。

また日々の繰り返しの中で、確認作業が形骸化しないように注意する。

(5) 保護者との連携

食物アレルギーを有する児童生徒については、日頃から保護者との連携を密にし、児童生徒の健康状態をたえず把握できるようにすることが必要である。

食物アレルギー対応食で、すべての原因食物に対応することは困難であり、状況によっては、家庭から弁当の持参が必要な場合もあるため、保護者の協力を求めることへの相互理解が必要である。

(6) 給食以外における食物アレルギーの留意点

ア 食物・食材を扱う授業・活動

ごく少量の原因食物に「触れる」「吸い込む」ことでアレルギー症状を起こす児童生徒がいることから、個々の児童生徒に応じたきめ細かな配慮が必要である。

そのため、医師の指示に従い保護者と十分な協議を行い、個別の対応を取るよう留意する。

(ア) 食物の調理・摂食をともなう授業等を行う場合の配慮

① 家庭科の授業やクラブ活動

家庭科の時間における調理実習や料理クラブの活動では、様々な食材を利用した調理作業や、調理した料理の摂食が行われる。こうした活動を行う場合の食材への摂食や接触だけでなく、調理により発生する湯気や煙でもアレルギー反応を起こす場合があるので、これらの活動を行う場合は、事前に保護者と相談し、児童生徒の接触・誤食が発生しないよう配慮する。

② 総合的な学習の時間を活用した授業

総合的な学習の時間を活用し、地域の歴史や環境、生産物などを調査する活動を行うことがある。特に、地域の農畜産物などを調査する場合、乳製品やそば、小麦、大豆等さまざまな産物に触れることがあるため、原因食物への接触を避けるよう配慮する。

(イ) 微量の摂取・接触により発症する児童生徒に対する配慮

① 牛乳パックの片付け

児童生徒が牛乳パックの片付けを行う場合、作業中に牛乳が周囲に飛び散る可能性がある。微量な牛乳が皮膚に接触するだけで症状をきたす恐れがあるため、症状を起こす児童生徒の周囲で作業が行われる場合も含めて、接触を避けるよう配慮する。

② そば打ち体験授業

そば打ちは、そば粉と小麦粉をふるいにかけて練ることから始まるので、ふるいにかける時に、そば粉が宙に舞ったり、練るとき皮膚に触れたりすることがある。そのため、そばアレルギーの児童生徒には大変危険であるため、別室を利用するなど配慮する。

③ 小麦粘土を使った図工授業

小麦粘土で造形をしたりする場合、粘土に含まれる小麦が皮膚に接触することによりアレルギー症状をきたすことがあるため、小麦アレルギーの児童生徒がいる場合は、粘土の原料や他の児童生徒が使用する粘土と接触しないよう配慮する。

イ 体育・部活等の運動を伴う活動

(ア) 食物依存性運動誘発アナフィラキシー

運動と原因食物の組み合わせにより症状が誘発されるため、運動時間が予定されている場合は事前に原因物質の摂取を避けることが必要となる。また、症状が誘発される運動の強さも個人差があるため、事前に保護者と運動や摂食を制限する場合を相談して、決めておくことが必要である。

※原因食物を摂取後2時間以内に発症するとされているので、運動をする場合、確実に発症を起こさないためには目安として4時間が必要である。

(イ) 運動誘発アナフィラキシー

運動で誘発されるアレルギー症状で、症状を起こす運動の強さなどは個人差があり、その日の体調にも影響されることから、保護者と相談し、日頃の家庭

での制限も踏まえ、運動制限の基準を定めておくなど配慮する。

ウ 宿泊を伴う校外活動

宿泊を伴う校外活動は、児童生徒にとって貴重な体験であることから、全ての児童生徒が参加できるように、不測の事態にそなえて緊急時にも迅速に対応できるように留意する。

(ア) 食事などの配慮

宿泊を伴う校外活動では、宿泊先での食事が中心となることから、事前に宿泊先と連絡を取り、児童生徒の症状に合わせた配慮を依頼する他、枕にそば殻などが使用されている場合もあることから、寝具などについても留意する。また、保護者、宿泊先と十分な情報交換を行い、可能な対応範囲について事前に確認を行うなど配慮する。また、児童生徒間でお菓子の交換等をしないように事前に指導を行うように配慮する。

(イ) 緊急時の配慮

普段の授業に比べ、教職員の目が行き届きにくくなる傾向があるため、次の事項に留意する。

- ① 参加教職員全員で、児童生徒の食物アレルギーに関する情報の共有化を図る。
- ② 宿泊先における緊急時の搬送先医療機関に関する情報を事前に調査しておく。この場合、主治医等から紹介してもらうなど、医療機関との連携にも配慮する。また、主治医からの紹介状の事前準備などにも配慮する。
- ③ 「エピペン[®]」等救急治療薬が処方されている場合、持参薬の有無、管理方法、緊急時の対応方法を事前に保護者・本人・主治医・学校医と話し合っておき、参加教職員で情報の共有をしておく。

エ その他の活動等における留意事項等

学校における様々な活動の中では、授業や給食以外の時間でも、食物を扱う場合があることから、食物が提供される場合には、事前に利用される食物にアレルギーを引き起こす食物が利用されていないか確認する。

(ア) 様々な活動における食物アレルギーへの配慮

通常の授業以外の課外活動として、催しなどが開催され、その一環としてお菓子等の食物が提供される場合、その製造過程で様々な食材が利用され、その中にアレルギー物質が含まれている場合がある。そのため、お菓子など加工食品には、食品衛生法に基づくアレルギーの原因となる特定原材料の表示義務によりアレルギー物質が表示されていることから、事前に内容を把握し、該当する児童生徒が誤食しないよう配慮する。

(7) リスクマネジメント

全教職員が食物アレルギーに関する知識を深め、学校教育で注意が必要な事項や移動教室等の学校外での対応など、注意喚起と対策の徹底を図らなければならない。

また、学校における危機管理の一環として、アナフィラキシーショックに関する対応を定めておくことが必要である。具体的には、迅速な救急通報と、救急救命措置である。そのため、定期的な救急救命講習の受講など、必要な知識や技術の習得が必要である。

救急救命講習については、全教職員が受講するよう努める。

(8) 関係機関との連携

日ごろより、主治医、学校医、学校給食センター、教育委員会、消防署などと連携をとり、食物アレルギーに関する知識を深め、アレルギー発現の予防を図るとともに、緊急時に迅速に対応できるようにする。

4 食物アレルギーによる症状への対応及び救急体制

(1) 緊急時の対応

緊急時の対応は、食物アレルギー対応が必要な児童生徒だけに生じるものではない。これは、既往のない児童生徒であっても、突然、新規に発症する場合があることを、教職員は十分理解しておく。また、症状は、軽い蕁麻疹から気管支喘息やアナフィラキシーのような緊急の対応を要するものまで幅が広く、時には急変し、命に関わる場合があることを十分理解しておくこと。

食物アレルギーを有する児童生徒が何らかの体調の変化を訴えた場合は、常にアレルギー症状である可能性を考慮して観察し、迅速な処置のタイミングを逃さないことが大切である。

(2) 「食物アレルギー個別取組プラン（面談調書）」【様式8】の作成

ア 「食物アレルギー調査票」【様式2】、「食物アレルギー対応実施（新規・変更・継続）申請書」【様式3】により、除去食・代替食の対応給食を希望する保護者と面談のうえ作成する。

イ 「アナフィラキシー既往」や、「エピペン®使用」の申し出のあった場合も作成する。

ウ 校長は、個別の取組プランの内容を全教職員に周知徹底する。

(3) 「緊急時個別対応カード」【様式15】の作成

ア 除去食・代替食の対応給食の対象児童生徒について、「食物アレルギー個別取組プラン（面談調書）」【様式8】に基づき作成する。

イ 「アナフィラキシー既往」や「エピペン®使用」の申し出があった児童生徒については、「食物アレルギー個別取組プラン（面談調書）」【様式8】に基づき作成する。

ウ アレルギー症状が発生した場合に、教職員がどのように対応するかを「緊急時個別対応カード」【様式15】により把握し、不測の事態には、それを基に迅速かつ適切に対応しなければならない。また、症状や対応を記録し、救急隊や搬送先の病院への的確に引き継ぐことができるようにする。

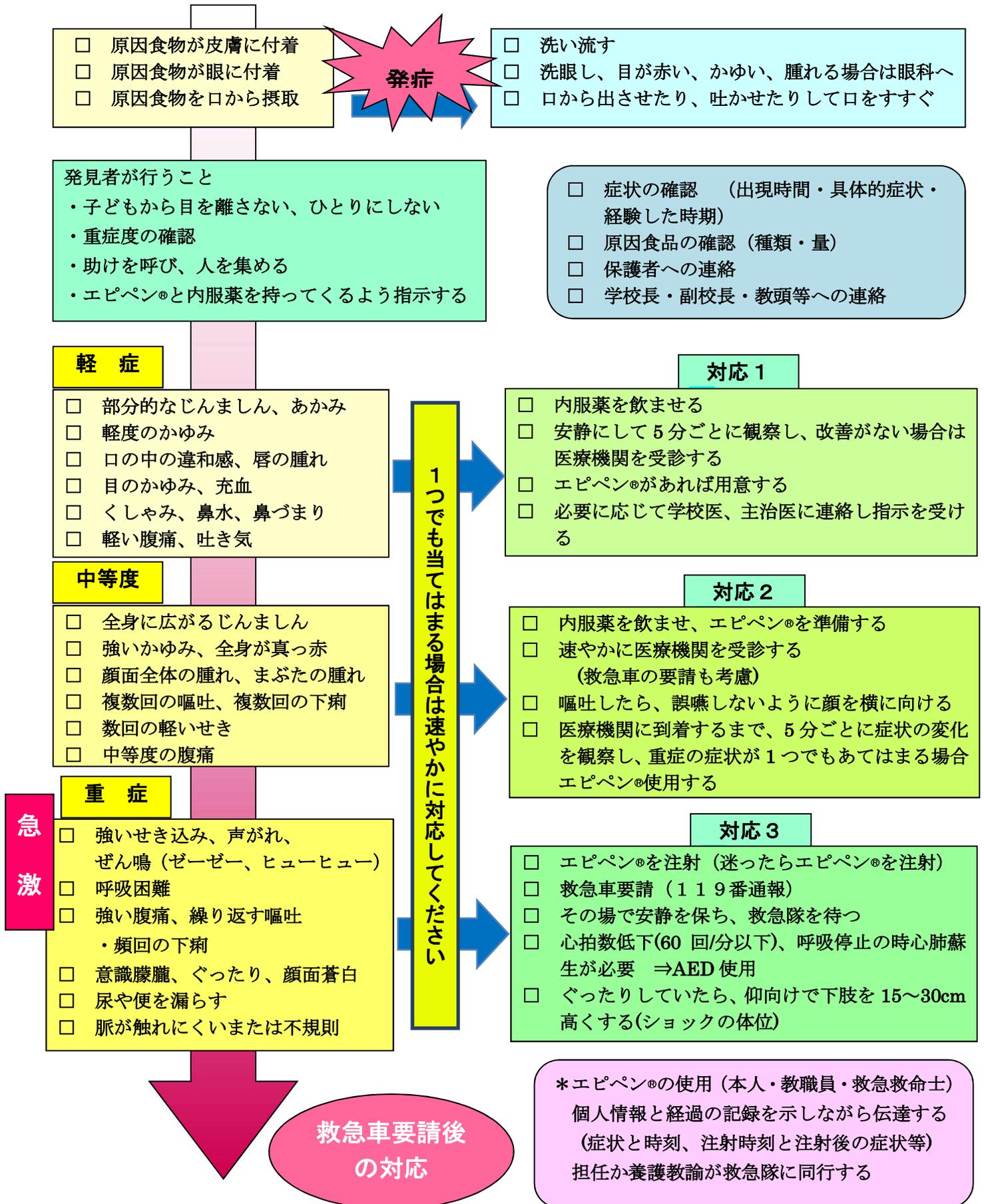
エ エピペン®の保管場所は、原則、本人管理とするが、持参することを忘れる場合等に備え、主治医などの指導の下に、保護者と十分に協議をし、学校の実情に即した方法を決定する。

(4) 食物アレルギー・アナフィラキシー発症時の対応・役割分担モデル

アナフィラキシーショックにおける対応について、学級担任などが中心となり、他の教職員の協力を受けて、短時間に必要な処置を行うことが何より求められる。

- ア 校長は「食物アレルギー・アナフィラキシー発症時の対応・役割分担モデル」
（24、25頁）を基本に、新規発症の場合も想定した、緊急時における教職員の
役割分担を決めておくとともに、日ごろから各教職員にその内容を理解させること。
- イ 緊急時の連絡を迅速に行うために、携帯電話等の連絡体制整備を図る。
- ウ 学校において、緊急時における役割分担を活用した、シミュレーショントレーニングを行い、実際の場面に即した対応を図る。

(5) アレルギー症状の一覧表とアレルギー症状の重症度と対応法



※【様式15】緊急時個別対応カードへ症状や対応を記録し、救急隊や搬送先の病院へ引き継ぐこと

(6) 食物アレルギー・アナフィラキシー発症時の対応・役割分担モデル

①校内での発生時

発症↓連絡・召集・準備・役割分担↓観察・対応・記録・連絡↓判断↓注射(対応)↓連絡・観察・記録↓救急搬送↓事後



第1発見者

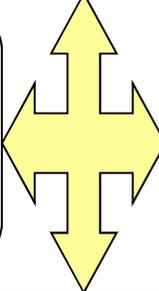
周囲の大人を呼ぶ、様子観察
子どもから離れない

協力要請

- 周囲にいる児童生徒に応援要請に行かせる。
- 携帯電話や内線電話で応援要請する。

職員室(副校長・教頭または教職員)

- 校長に連絡
- 教職員に連絡
- ★「緊急時個別対応カード【様式15】」と「エピペン®」を用意し現場へ行く



保健室(養護教諭)

- ★「緊急時個別対応カード【様式15】」を持って現場へ行く

- …「緊急時個別対応書類」内訳…
- 1 「緊急時個別対応カード【様式15】」
 - 2 「食物アレルギー個別取組プラン(面談調書)【様式8】」
 - 3 「代替食・除去食依頼書【様式6】」
- …「緊急時個別対応カード【様式15】」保管場所…
校長室・職員室・保健室・教室
- …「エピペン®」・「服薬」の保管場所…
職員室

役割を決め当該児童生徒への対応を同時に行う・協力要請

リーダー(管理職)	準備・記録担当 (養護教諭等 2名)	連絡担当 (1名)	環境担当 (2名)
<ul style="list-style-type: none"> ・「緊急時個別対応カード」を持つ ・症状や情報の収集をする ・役割分担を指示する ・服薬やエピペン®実施の指示をする ・エピペン®注射時の固定をする 	<ul style="list-style-type: none"> ・症状の観察や重症度に応じた対応をする ・「緊急時個別対応カード」に基づく対応をする ・症状と時刻を記録する ・エピペン®の準備と実施をする 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者へ連絡する(緊急発生時・エピペン®後) ・エピペン®前(後)⇒救急車 ・状況判断できない⇒担当医または学校医に連絡相談する ・エピペン®注射時の固定をする 	<ul style="list-style-type: none"> ・他の児童生徒へ説明して、処置観察に支障を来さないように児童生徒を移動する ・AEDや毛布などの準備をする ・救急車の誘導をする

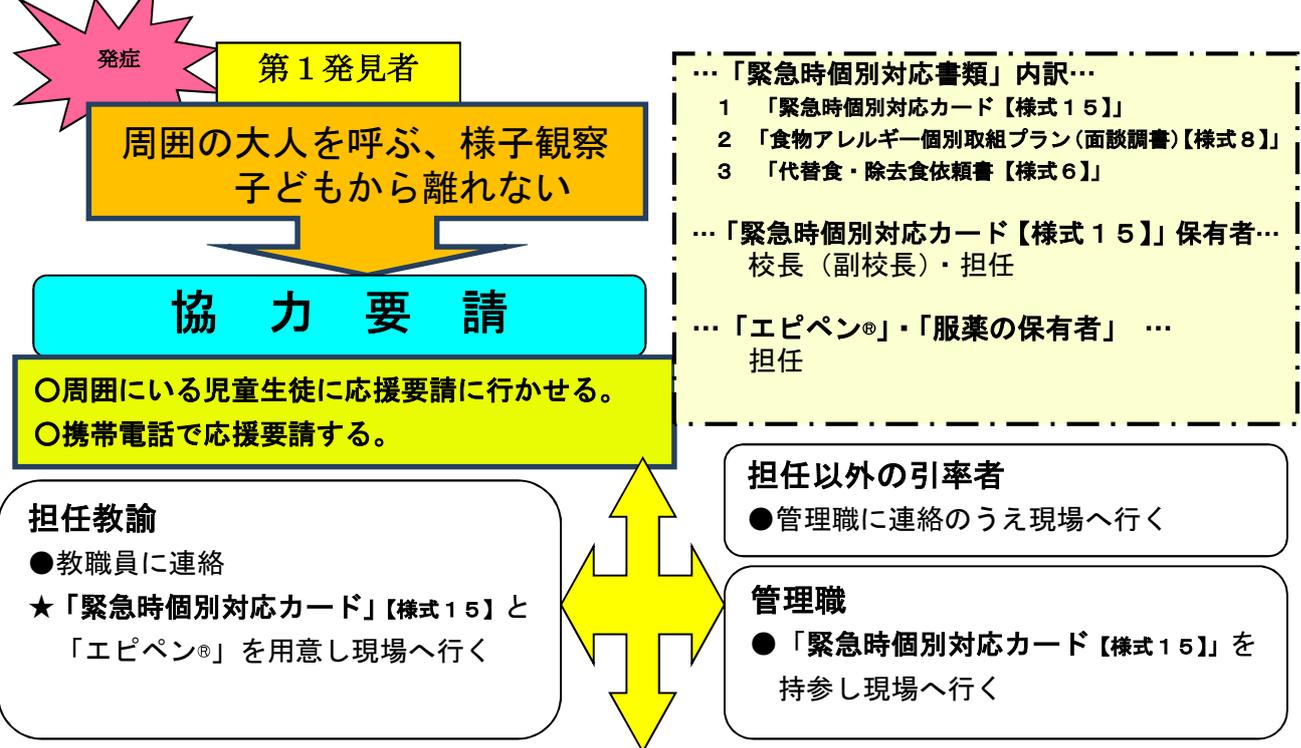
事後対応

救急隊に引き継ぐ

- ・個人情報と経過の記録を示しながら伝達する(症状と時刻、注射時刻と注射後の症状など)
- ・担任または養護教諭が同行する

管理職	教職員
<ul style="list-style-type: none"> ・事後対応や措置について指示する ・鳥取市教育委員会学校教育課に一報を入れる ・搬送先の病院へ行き、保護者対応をする 	<ul style="list-style-type: none"> ・他の児童生徒へ説明し不安の軽減を図る ・全教職員で事象の共通理解を原因の検証を行い、再発の予防を図る

②校外学習での発生時



役割を決め、当該児童生徒への対応を同時に行う・協力要請

リーダー (引率責任者)	準備・記録担当	連絡担当	環境担当
<ul style="list-style-type: none"> ・症状や情報の収集をする ・役割分担を指示する ・服薬やエピペン®実施の指示をする ・エピペン®注射時の固定をする 	<ul style="list-style-type: none"> ・症状の観察や重症度に応じた対応をする ・「緊急時個別対応カード」に基づく対応をする ・症状と時刻を記録する ・エピペン®の準備と実施をする 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者へ連絡する(緊急発生時・エピペン®後) ・エピペン®前(後)⇒救急車 ・状況判断できない⇒担当医または学校医に連絡相談する ・エピペン®注射時の固定をする 	<ul style="list-style-type: none"> ・他の児童生徒へ説明して、処置観察に支障を来さないように児童生徒を移動する ・救急車の誘導をする

事後対応

救急隊に引き継ぐ

- ・個人情報と経過の記録を示しながら伝達する(症状と時刻、注射時刻と注射後の症状など)
- ・担任が同行する

管理職	教職員
<ul style="list-style-type: none"> ・事後対応や措置について指示する ・鳥取市教育委員会学校教育課に一報を入れる ・搬送先の病院へ行き、保護者対応をする 	<ul style="list-style-type: none"> ・他の児童生徒へ説明し不安の軽減を図る ・症状・状況・処置などについて時系列で記録し管理職に報告する ・全教職員で事象の共通理解を原因の検証を行い、再発の予防を図る

発症↓連絡・召集・準備・役割分担↓観察・対応・記録・連絡↓判断↓注射(対応)↓連絡・観察・記録↓救急搬送↓事後

(7) アドレナリン自己注射薬（薬品名「エピペン」）の使用手順

エピペン®の使い方

① ケースから取り出す



ケースのカバーキャップを開けエピペン®を取り出す

④ 太ももの外側に注射する



太ももの外側に、エピペン®の先端(オレンジ色の部分)を軽くあて、“カチッ”と音がするまで強く押しあて、そのまま五つ数える
注射した後すぐに抜かない！
押しつけたまま五つ数える！

② しっかり握る



オレンジ色のニードルカバーを下に向け、利き手で持つ
“グー”で握る！

⑤ 確認する



使用前 使用後

エピペン®を太ももから離しオレンジ色のニードルカバーが伸びているか確認する
伸びていない場合は「④に戻る」

③ 安全キャップを外す



青い安全キャップをはずす

オレンジ色のニードルカバーの先端は、注射針が出てくる場所です。絶対に指や手等で触れたり、押しついたりしないでください。

文部科学省・(公財)日本学校保健会

エピペン®の使い方

介助者がいる場合



介助者は、子供の太ももの付け根と膝を **しっかり押さえ**、動かないように固定する

服の上からも注射できますが、注射部位を触って、縫い目がないこと、ポケットの中に何も入っていないことを確認しましょう。

注射する部位

- ・衣類の上から、打つことができる
- ・太ももを三等分したかつ真ん中(A)よりやや外側に注射する

あお向けの場合



座位の場合



文部科学省・(公財)日本学校保健会

アドレナリン自己注射薬の保管場所について

- いつでも使える場所、全職員が共通理解した安全な場所に保管すること。
- 光で分解されやすいため、携帯ケースに収めた状態で保存・保管すること。
- 15～30℃で保管すること。
- 冷蔵庫には入れないこと。
- 暑い中に持ち歩く場合は、保冷剤をタオルにくるんで一緒に保管すること。
- 急速に冷えると注射器に不具合をきたすので要注意すること。
 - ※薬液が変色していないか、沈殿物がないか定期的に確認してください。
 - ※預かる場合には、使用期限について確認してください。

緊急時専用救急セットについて

いざという対応に備えて、日頃から緊急時専用救急セットを準備しておく。

保管場所は、全教職員で共通理解を図っておく。



(食物アレルギー対応用 緊急時専用救急セット 例)

- ・校内緊急対応マニュアル
- ・学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン要約版
- ・アドレナリン自己注射薬（処方されている場合）
- ・緊急薬（処方されている場合）と紙コップ
- ・症状チェックシート
- ・経過記録票
- ・緊急時連絡先リスト（救急搬送・保護者・主治医）
- ・タオル・ビニール袋・手袋・キッチンペーパー（嘔吐時に使用）

※AEDの設置場所及び状態の確認

(鳥取県 学校における食物アレルギー対応基本方針より引用)

VI 様式集

学校給食食物アレルギー対応の対応区分	29
【様式1】食物アレルギー調査の実施について（お願い）	31
【様式2】食物アレルギー調査票	32
【様式3】食物アレルギー対応実施（新規・変更・継続）申請書	33
【様式4】学校給食を制限している児童生徒調査表	34
【様式5】食物アレルギー対応実施面談通知書	35
【様式6】除去食・代替食依頼書	36
【様式7】学校生活管理指導表	37
【様式8】食物アレルギー個別取組プラン（面談調書）	39
【様式9】食物アレルギー対応実施（変更）決定通知書	43
【様式10】食物アレルギー対応実施（変更）決定承諾書	44
【様式11】食物アレルギー対応（除去食・代替食）解除届出書	45
【様式12】食物アレルギー対応（除去食・代替食）解除承諾書	46
【様式13-1】学校給食食物アレルギー対応献立表【除去食・代替食用】	47
【様式13-2】学校給食食物アレルギー対応献立表【詳細献立表】	48
【様式14】食物アレルギー対応食受渡し記録票	49
【様式15】緊急時個別対応カード	50

VII 参考資料集

参考資料1 緊急を要する児童生徒の対応について	51
参考資料2 食物アレルギーに関わる食材例示	52
参考資料3 保護者への確認と説明事項	53
参考資料・文献	55

学校給食食物アレルギー対応の対応区分

対応区分	食物アレルギー調査の実施について(お問い合わせ) 【様式1】	食物アレルギー調査票 【様式2】	食物アレルギー対応実施(新規・変更・継続)申請書 【様式3】	学校給食を制限している児童生徒調査表 【様式4】	食物アレルギー対応実施面談通知書 【様式5】	代替食・除去食依頼書 【様式6】 学校生活管理指導表 【様式7】
提出する者 → 受理する者	学校 → 保護者	学校 → 保護者 → 学校 → センター(写) → 市教育委員会(写)	学校 → 保護者 → 学校 → センター(写) → 市教育委員会(写)	学校 → センター(写) → 市教育委員会(写)	学校 → 保護者	保護者 → 学校 → 市教育委員会(写) → センター(写)
学校給食食物アレルギー対応献立表【詳細献立表】の配布	○	○	○	○	—	—
飲用牛乳中止	○	○	○	○	—	—
パン中止	○	○	○	○	—	—
ご飯中止	○	○	○	○	—	—
おかず中止	○	○	○	○	—	—
除去食						
調理過程で、卵・乳を除去した給食を提供する。						
代替食	○	○	○	○	○	○
卵・乳を含まない主菜・副菜(和え物)、デザート [※] の代替品の提供						
対応なし	○	○	—	—	—	—

学校給食食物アレルギー対応の対応区分

提出書類 対応内容	食物アレルギー個別取組プラン(面談調書) 【様式8】	食物アレルギー対応実施(変更)決定通知書 【様式9】	食物アレルギー対応実施(変更)決定承諾書 【様式10】	食物アレルギー対応(除去食・代替食)届出書 【様式11】	食物アレルギー対応(除去食・代替食)解除承諾書 【様式12】	アレルギー対応食受渡し記録票 【様式14】
提出する者 → 受理する者	学校→保護者→学校 →市教育委員会(写) →センター(写)	市教育委員会→学校 →保護者	保護者→学校 →市教育委員会(写) →センター(写)	保護者→学校 →市教育委員会(写) →センター(写)	市教育委員会→学校 →保護者	センター→学校
学校給食食物アレルギー対応献立表【詳細献立表】の配布	—	—	—	—	—	—
飲用牛乳中止	—	—	—	—	—	—
パン中止	—	—	—	—	—	—
ご飯中止	—	—	—	—	—	—
おかず中止	—	—	—	—	—	—
除去食	調理過程で、卵・乳を除去した給食を提供する。					
代替食	卵・乳を含まない主菜・副菜(和え物)、デザート [※] の代替品の提供					○
対応なし	—	—	—	—	—	—

【様式1】

年 月 日

各保護者 様

鳥取市教育委員会教育長

鳥取市立 学校長

食物アレルギー調査の実施について(お願い)

平素より、本市学校給食の運営についてご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
 本市学校給食における食物アレルギー対応については、食物アレルギーを有する児童生徒が他の児童生徒と安全に、楽しく給食を食べられる機会を増やすことにより、食育としての学校給食の効果を高めるため、下記の方法で対応をすることとしています。
 つきましては、ご多用とは存じますが食物アレルギー調査票にご記入のうえ学校へ提出をお願いします。

記

1. 鳥取市学校給食における食物アレルギー対応の概要

対応区分	内 容	対 象	備 考
	学校給食食物アレルギー対応献立表の配布	希望者に配布	
献立中止	飲用牛乳中止	牛乳が飲めない 乳アレルギーの児童生徒	申請書の提出が必要
	パン中止	パンが食べられない 小麦アレルギーの児童生徒 乳アレルギーの児童生徒	
	ご飯中止	ご飯が食べられない 米アレルギーの児童生徒	
	おかず中止	おかずが食べられない 食物アレルギーの児童生徒	
除去食・代替食 の提供(※)	【除去食】調理過程で卵・ 乳を除去した給食を提供	●卵のみが食べられない 卵アレルギーの児童生徒 ●乳のみが食べられない 乳アレルギーの児童生徒	申請書の提出後、 面談を実施 (医師の証明が必要)
	【代替食】卵・乳を含まない 主菜・副菜(和え物)・ デザート代替品の提供	●卵と乳のみが食べられない 卵・乳アレルギーの児童生徒	

※除去食・代替食の提供について

- ①アレルギー原因食物が卵・乳のみ対応します。卵・乳に加え、その他のアレルギー原因食物がある場合は対応できません。
- ②学校給食でコンタミネーションを完全に避けることは困難です。安全性確保のため、微量なコンタミネーションで、アナフィラキシーを起こす可能性がある場合は対応できません。

☆コンタミネーション 給食の調理過程で機械や器具から偶発的に微量のアレルゲン(アレルギーを引き起こす物質)が混入してしまうことをいいます。

本調査にかかる個人情報については、食物アレルギー対応の目的以外には使用いたしません。

【様式2】

食物アレルギー調査票

表面

学校名	学年 組	氏 名	保護者名
		フリガナ	

質問1 食物アレルギーはありますか。どちらかに○をしてください。

①現在ある() → 質問2以降にお答えください。

①現在ない() → 調査終了です。

*調査票はあるなしにかかわらず必ず学校へ提出してください。

提出期限: 年 月 日

質問2 現在の状況について、**記入例**を参考に記入してください。

アレルギーの原因食物	主な症状	直近の発症時期及び頻度	学校給食での対応	医師の診断
記入例 鶏卵	皮膚のかゆみ	・1週間前 ・食べると必ず出る	㉗～㉜から選択。㉗の場合は概要を記述してください。 アナフィラキシー既往歴の有無に○してください。	○有・無
			㉗ 牛乳を飲まない ㉘ パンを食べない ㉙ ご飯を食べない ㉚ おかずを全部食べない ㉛ 原因食品を自分で除いて食べる ㉜ 除去食・代替食の提供 ㉝ 弁当持参(毎日 ・ 食べられない日) ㉞ その他 () <input type="checkbox"/> アナフィラキシー既往歴の有無 有・無	有・無
			㉗ 牛乳を飲まない ㉘ パンを食べない ㉙ ご飯を食べない ㉚ おかずを全部食べない ㉛ 原因食品を自分で除いて食べる ㉜ 除去食・代替食の提供 ㉝ 弁当持参(毎日 ・ 食べられない日) ㉞ その他 () <input type="checkbox"/> アナフィラキシー既往歴の有無 有・無	有・無
			㉗ 牛乳を飲まない ㉘ パンを食べない ㉙ ご飯を食べない ㉚ おかずを全部食べない ㉛ 原因食品を自分で除いて食べる ㉜ 除去食・代替食の提供 ㉝ 弁当持参(毎日 ・ 食べられない日) ㉞ その他 () <input type="checkbox"/> アナフィラキシー既往歴の有無 有・無	有・無
			㉗ 牛乳を飲まない ㉘ パンを食べない ㉙ ご飯を食べない ㉚ おかずを全部食べない ㉛ 原因食品を自分で除いて食べる ㉜ 除去食・代替食の提供 ㉝ 弁当持参(毎日 ・ 食べられない日) ㉞ その他 () <input type="checkbox"/> アナフィラキシー既往歴の有無 有・無	有・無
			㉗ 牛乳を飲まない ㉘ パンを食べない ㉙ ご飯を食べない ㉚ おかずを全部食べない ㉛ 原因食品を自分で除いて食べる ㉜ 除去食・代替食の提供 ㉝ 弁当持参(毎日 ・ 食べられない日) ㉞ その他 () <input type="checkbox"/> アナフィラキシー既往歴の有無 有・無	有・無

○ 学校給食食物アレルギー対応「学校給食食物アレルギー対応献立表の配付、献立中止(飲用牛乳、パン、ご飯、おかずの中止)、除去食・代替食の提供」を希望されますか。(□にチェックしてください。)

希望しない ⇒ 調査終了です。ご協力ありがとうございました。

希望する ⇒ 裏面「食物アレルギー対応実施(新規・変更・継続)申請書」にご記入ください。

【様式3】

食物アレルギー対応実施（新規・変更・継続）申請書

裏面

年 月 日

鳥取市教育委員会教育長 様
鳥取市立 学校長 様

保護者氏名 _____

㊤

以下の 太枠内の中に必要事項を記入してください。

鳥取市学校給食における食物アレルギーの対応内容を承知の上、その実施を（新規・変更・継続）申請します。

(ふりがな)		学年・組	年 組
児童生徒氏名			
生年月日	年 月 日	緊急連絡先 (電話番号)	○自宅○勤務先○携帯

【対応内容】希望する対応内容に○をしてください。

対応区分	内 容		希望欄	承認欄
学校給食食物アレルギー対応献立表の配布希望				
	年間を通して飲用牛乳を中止			
	年間を通してパンを中止			
	年間を通してご飯を中止			
	年間を通しておかずを中止			
	年間を通して家庭より弁当持参			
除去食・代替食の提供（※）	調理過程で卵・乳を除去した給食を提供			
	卵・乳を含まない主菜・副菜（和え物）・デザート の 代替品を提供			
	原因食物 (○で囲む)	卵 乳		

※除去食・代替食の提供について

- ①アレルギー原因食物が卵・乳のみ対応します。その他のアレルギー原因食物がある場合は対応できません。
- ②学校給食でコンタミネーションを完全に避けることは困難です。安全性確保のため、微量なコンタミネーションで、アナフィラキシーを起こす可能性がある場合は対応できません。
- ③医師の診断に基づき、面談実施後に最終決定とします。面談日等についてはあらためてご連絡します。
- ④下欄【医療機関での指導内容】に記載がない場合は対応できません。

☆コンタミネーション 給食の調理過程で機械や器具から偶発的に微量のアレルゲン（アレルギーを引き起こす物質）が混入してしまうことをいいます。

【医療機関での指導内容】可能な範囲で保護者が記入してください。

医療機関を受診した直近日	年 月 日	
食物アレルギーに関するかかりつけ医療機関	医療機関の 名称	_____
	(電話番号)	_____
主治医から受けている 注意・指導の内容		

本調査にかかる個人情報については、食物アレルギー対応の目的以外には使用いたしません。

【様式4】

学校名	担当者	食物アレルギーに対応する校内諸体制	緊急連絡体制		年	月	日現在
			対応マニュアル	有	無	有	無

年度 学校給食を制限している児童生徒調査表

児童生徒 氏名	学校給食を制限している児童生徒の実態		食物アレルギー対応献立			特記事項
	理由	制限する際の根拠	食物アレルギー対応献立の配布必要	アレルギー原因食物		
新年度・学年	食物アレルギー	医師の診断（証明）		アレルギー原因食物を摂取した時に発症する症状について、わかる範囲でご記入ください。		ある場合は○を記入する アレルギー既往歴
	その他	保護者の申し出				
	牛乳を飲まない	医師の診断（証明）				
	パンを食えない	医師の診断（証明）				
	ご飯を食えない	医師の診断（証明）				
	おかず全部を食えない	医師の診断（証明）				
	原因食品を自分で除いて	医師の診断（証明）				
	除去食・代替食を希望	医師の診断（証明）				
	毎日持参	医師の診断（証明）				
	食べられない献立の日のみ持参	医師の診断（証明）				
	その他	医師の診断（証明）				

【様式5】

食物アレルギー対応実施面談通知書

年 月 日

保護者 様

鳥取市立 学校
校 長 ㊟

年 月 日付で申請のあった、除去食・代替食の提供による学校給食食物アレルギー対応実施の面談を、下記のとおり実施することに決定したので通知します。

記

(ふりがな)

児童生徒氏名

学年・組

年 組

1. 面談日 年 月 日()
2. 面談時間 午前・午後 時 分から
3. 面談場所 鳥取市立 ○○学校 ○階 ○○室
4. その他

除去食・代替食依頼書【様式6】、学校生活管理指導表【様式7】、食物アレルギー個別取組プラン(面談調書)【様式8】に必要事項を記入し、面談日までに学校へ提出してください。

※医師の診断による学校生活管理指導表【様式7】の交付を受ける場合には、証明書・診断書料金が必要となります。

【様式6】

除去食・代替食依頼書

年 月 日

鳥取市立
校長

学校
様

保護者氏名

㊟

下記の児童生徒は食物アレルギー疾患があり、家庭で除去食療法を行っています。
小学校・中学校での集団生活においても可能な限り除去食・代替食の実施
(新規・変更・継続)を申請いたしますのでよろしくお願いいたします。

記

学年・組 (ふりがな)	年 組 ()
児童生徒氏名	

令和 年度 学校生活管理指導表(令和3.1.1~)

表

名前 (男・女) 平成 年 月 日生 学 年 月 日 提出日 令和 年 月 日

※この生活管理指導表は、学校の生活において特別な配慮や管理が必要となった場合に医師が作成するものです。

<p>アナフィラキシー(あり・なし) / 食物アレルギー(あり・なし)</p> <p>A.食物アレルギー病型(食物アレルギーありの場合のみ記載)</p> <p>1. 即時型 2. 口腔アレルギー症候群 3. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー</p> <p>B.アナフィラキシー病型(アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載)</p> <p>1. 食物(原因) 2. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー 3. 運動誘発アナフィラキシー 4. 昆虫 5. 医薬品 6. その他</p> <p>↓給食施設ではコンタミネーションの心配があります 必ず、いすれかにチェックしてください ↓給食施設ではコンタミネーションに配慮する必要はない(除去食・代替食を食べさせてよい) □微量のコンタミネーションでアナフィラキシーを起す可能性がある(除去食・代替食を食べさせない) C. 原因食物・除去根拠 該当する食品の番号に○をし、かつ〔 〕内に除去根拠を記載。</p> <p>1. 鶏卵 2. 牛乳・乳製品 3. 小麦 4. ソバ 5. ヒーナッツ 6. 甲殻類 7. 木の果類 8. 果物類 9. 魚類 10. 肉類 11. その他1 12. その他2</p> <p>D.緊急時に備えた処方薬</p> <p>1. 内服薬(抗ヒスタミン薬、ステロイド薬) 2. アドレナリン自己注射薬(「エピペン®」) 3. その他</p>	<p>病型・治療</p> <p>〔 〕 除去根拠該当するものを〔 〕内に記載 ①明らかでない症状の既往 ②食物経口負荷試験陽性 ③抗体検査等検査結果陽性 ④未摂取 ⑤に具体的食品名を記載 (すべて・エビ・カニ (すべて・クルミ・カシュー・アーモンド))</p>	<p>学校生活上の留意点</p> <p>A. 給食 1. 管理不要 2. 管理必要 B. 食物・食材を扱う授業・活動 1. 管理不要 2. 管理必要 C. 運動(体育・部活動等) 1. 管理不要 2. 管理必要 D. 宿泊を伴う校外活動 1. 管理不要 2. 管理必要 E. 原因食物を除去する場台により厳しい除去が必要なもの</p> <p>※本欄に○がついた場合、該当する食品を使用した料理については、給食対称が困難となる場合があります。</p> <p>鶏卵：卵殻カルシウム 牛乳：乳糖・乳清蛋白・カルシウム 小麦：醤油・酢・味噌 大豆：大豆油・醤油・味噌 コマ：コマ油 魚類：かつおだし・いりこだし・魚醤 肉類：エチキス F. その他の配慮・管理事項(自由記述)</p>	<p>★保護者 電話： ★連絡医療機関 医療機関名： 電話： 記載日 年 月 日 医師名 医療機関名</p>
<p>気管支ぜん息(あり・なし)</p> <p>A.症状のコントロール状態</p> <p>1. 良好 2. 比較的良好 3. 不良</p> <p>B-1.長期管理薬(吸入)</p> <p>1. ステロイド吸入薬 () 投与量/日 () 2. ステロイド吸入薬/長時間作用性吸入薬/吸入薬配合剤 () 3. その他 ()</p> <p>B-2.長期管理薬(内服)</p> <p>1. ロイコトリエン受容体拮抗薬 () 2. その他 ()</p> <p>B-3.長期管理薬(注射)</p> <p>1. 生物学的製剤 () 2. その他 ()</p> <p>C.発作時の対応</p> <p>1. ベータ2刺激薬吸入 () 投与量/日 () 2. ベータ2刺激薬内服 ()</p>	<p>学校生活上の留意点</p> <p>A. 運動(体育・部活動等) 1. 管理不要 2. 管理必要 B. 動物との接触やホコリ等の舞う環境での活動 1. 管理不要 2. 管理必要 C. 宿泊を伴う校外活動 1. 管理不要 2. 管理必要 D. その他の配慮・管理事項(自由記述)</p>	<p>★保護者 電話： ★連絡医療機関 医療機関名： 電話： 記載日 年 月 日 医師名 医療機関名</p>	

裏面保護者同意欄へご署名ください

令和 年度 学校生活管理指導表(令和3.1.1~)

裏

名前 (男・女) 学園 学校 平成 年 月 日生 令和 年 月 日 提出日

<p>アレルギー性鼻炎</p>	<p>病型・治療</p> <p>A.重症度のめやす(厚生労働科学研究班) 1. 軽症: 両側に限らず、軽度の反応のみ見られる。 2. 中等症: 強い炎症を伴う皮膚が体表面積の10%未満に見られる。 3. 重症: 強い炎症を伴う皮膚が体表面積の10%以上、30%未満に見られる。 4. 最重症: 強い炎症を伴う皮膚が体表面積の30%以上に見られる。 *軽度の皮膚: 軽度の紅斑、乾燥、強癢、強癢主体の病変 *強い炎症を伴う皮膚: 紅斑、丘疹、びらん、浸潤、蓄膿化などに伴う痒疹</p> <p>B-1. 外用薬 1. ステロイド軟膏 2. タクロリムス軟膏 (「プロトピック®」) 3. 保湿剤 4. その他()</p> <p>B-2. 常用する内服薬 1. 抗ヒスタミン薬 2. その他()</p> <p>B-3. 常用する注射薬 1. 生物学的製剤</p>	<p>学校生活上の留意点</p> <p>A. プール指導及び長時間の紫外線下での活動 1. 管理不要 2. 管理必要</p> <p>B. 動物との接触 1. 管理不要 2. 管理必要</p> <p>C. 発汗後 1. 管理不要 2. 管理必要</p> <p>D. その他の配慮・管理事項(自由記述)</p>	<p>記載日</p> <p>年 月 日</p> <p>医師名</p> <p>医療機関名</p>
<p>アレルギー性鼻炎</p>	<p>病型・治療</p> <p>A. 病型 1. 通年性アレルギー性結膜炎 2. 季節性アレルギー性結膜炎(花粉症) 3. 春季カタル 4. アトピー性角結膜炎 5. その他()</p> <p>B. 治療 1. 抗アレルギー点眼薬 2. ステロイド点眼薬 3. 免疫抑制剤点眼薬 4. その他()</p>	<p>学校生活上の留意点</p> <p>A. プール指導 1. 管理不要 2. 管理必要</p> <p>B. 屋外活動 1. 管理不要 2. 管理必要</p> <p>C. その他の配慮・管理事項(自由記述)</p>	<p>記載日</p> <p>年 月 日</p> <p>医師名</p> <p>医療機関名</p>
<p>アレルギー性鼻炎</p>	<p>病型・治療</p> <p>A. 病型 1. 通年性アレルギー性鼻炎 2. 季節性アレルギー性鼻炎(花粉症) 主な症状の時期: 春、夏、秋、冬</p> <p>B. 治療 1. 抗ヒスタミン薬・抗アレルギー薬(内服) 2. 鼻噴霧用ステロイド薬 3. 舌下免疫療法(ダニ、スギ) 4. その他()</p>	<p>学校生活上の留意点</p> <p>A. 屋外活動 1. 管理不要 2. 管理必要</p> <p>B. その他の配慮・管理事項(自由記述)</p>	<p>記載日</p> <p>年 月 日</p> <p>医師名</p> <p>医療機関名</p>

●学校における日常の取組及び緊急時の対応に活用するため、本票に記載された内容を学校の全教職員及び関係機関等で共有することに同意します。

保護者署名

※関係機関とは、消防署・医療機関・教育委員会等

「学校アレルギー疾患に対する取組ガイドライン」(財)日本学校保健会より引用 一部改変 鳥取市学校給食食物アレルギー対応検討委員会

【様式8】

年度 食物アレルギー個別取組プラン(面談調書)

鳥取市立	学園 学校	年 組 児童生徒氏名 _____	(性別 男 ・ 女)
(生年月日 年 月 日)			

※当てはまる項目に○印や☑や該当内容を記入してください。

□学校生活管理指導表の有無 (有 ・ 無)

<p>1 食物アレルギー病型</p> <p>ア. 即時型 (原因食物を食べて2時間以内に症状が出る。じんましんのような軽症からアナフィラキシーまでさまざまな症状)</p> <p>イ. 口腔アレルギー症候群 (食後15分以内に口腔内の症状、のどの痒み、ヒリヒリする、イガイガする、のどがはれぼったいなど)</p> <p>ウ. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー (食後2時間以内に、運動や遊びをすることで症状が出る)</p>														
<p>2 アナフィラキシー病型(アナフィラキシーの既往がある方のみ記入してください。)</p> <p>ア. 食物(原因: _____) (_____ 歳)</p> <p>イ. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー (_____ 歳)</p> <p>ウ. 運動誘発アナフィラキシー (_____ 歳)</p> <p>エ. 昆虫(原因: _____) (_____ 歳)</p> <p>オ. 医薬品 (原因: _____) (_____ 歳)</p> <p>カ. その他(_____) (_____ 歳)</p>														
<p>3 緊急時に備えた処方薬の内容と保管場所</p> <p>ア. 内服薬(内容: _____) 保管場所(_____)</p> <p style="padding-left: 20px;">・服用のタイミング(時間)(いつ: _____)</p> <p style="padding-left: 20px;">・症状があらわれたら服用する場合(症状の詳細: _____)</p> <p>イ. 軟膏(・内容 _____) 保管場所(_____)</p> <p>ウ. アドレナリン自己注射薬(「エピペン®」) 保管場所(_____)</p> <p>エ. その他(_____) 保管場所(_____)</p> <p style="text-align: center;">□消防機関へ情報提供してもよいか(参考資料1)(する ・ しない)</p>														
<p>4 原因食物と摂取後の具体的症状や対応手順、診断根拠(* 診断根拠は当てはまる番号を記入)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">原因食物</th> <th style="width: 25%;">症状</th> <th style="width: 25%;">対応手順等</th> <th style="width: 15%;">最終発現年齢</th> <th style="width: 20%;">診断根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><例>卵</td> <td>口の中がかゆくなる⇒蕁麻疹がでる</td> <td>口をすすぐ⇒A薬を飲む⇒B薬を塗る</td> <td>(5 歳)</td> <td>③</td> </tr> </tbody> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【診断根拠】</p> <p>①明らかな症状の既往</p> <p>②食物負荷試験陽性</p> <p>③IgE抗体等検査結果陽性</p> </div>					原因食物	症状	対応手順等	最終発現年齢	診断根拠	<例>卵	口の中がかゆくなる⇒蕁麻疹がでる	口をすすぐ⇒A薬を飲む⇒B薬を塗る	(5 歳)	③
原因食物	症状	対応手順等	最終発現年齢	診断根拠										
<例>卵	口の中がかゆくなる⇒蕁麻疹がでる	口をすすぐ⇒A薬を飲む⇒B薬を塗る	(5 歳)	③										
<p>5 家庭における対応</p> <p>ア. 完全に除去している(調理時に除去 ・ 本人が除去)</p> <p>イ. 食べる量を調整している(調理時に調整 ・ 本人が調整)</p> <p style="padding-left: 20px;">[詳細: _____]</p> <p>ウ. 微量であればよい(例:衣やつなぎ、ドレッシング等に少量使用されているものはよい)</p> <p style="padding-left: 20px;">[詳細: _____]</p> <p>エ. 加熱してあればよい</p> <p style="padding-left: 20px;">[詳細: _____]</p> <p>オ. 特に制限していない</p> <p>カ. その他(_____)</p>														

6 学校生活上の留意点

A 給食

① 食物アレルギー対応: 学校給食食物アレルギー対応献立表【詳細献立表】配布

牛乳中止 パン中止 ご飯中止 おかず中止

自分で原因食品を除いて食べる 毎日弁当 食べられない日のみ弁当

除去食・代替食の提供

[食器の移し替えのタイミング いつ: 誰がするのか:]

② 給食当番での活動

配慮の必要なし

配慮が必要(牛乳当番から外すなど、一部の給食当番活動を除く必要があるかどうか等)

詳細:]

③ 配膳の活動

配慮の必要なし

配慮が必要(アレルギー食材が含まれるメニューの日は、配膳の活動はしない等)

詳細:]

④ 給食時の机の配置

配慮の必要なし

配慮が必要

詳細:]

⑤ 他の児童生徒への周知について

説明の必要なし

説明が必要

詳細:]

⑥ その他

詳細:]

B 食物・食材を扱う授業・活動

(例)調理実習・遠足時のおやつ交換・PTA行事(親子会等)

配慮の必要なし

配慮が必要

詳細:]

C 運動(体育・体育的行事・部活動等)

配慮の必要なし

配慮が必要

詳細: _____]

D 宿泊を伴う校外活動

(例)宿泊学習・社会科見学等

配慮の必要なし

配慮が必要

詳細: _____]

E その他の配慮・管理事項

(例)日差し、ほこり

詳細: _____]

【緊急時連絡先】

●連絡医療機関名 _____

電話(_____)

●保護者名(フリガナ)

① _____ 続柄 ()

電話(_____)

●医師名 _____

② _____ 続柄 ()

電話(_____)

●食物アレルギーに関して受診した直近日
年 月 日

7 情報の共有について

- (1) 学校における日常の取組および緊急時の対応に活用するため、面談時の内容を教職員全員で共有し、教育委員会に報告します。
- (2) 必要に応じて主治医に確認することがあります。
- (3) 他の児童生徒の理解と協力を得るため面談などの内容を学級で説明します。

8 解除届について

食物アレルギー対応が必要なくなった場合や卵・乳以外のアレルギー原因物質が追加になった場合は解除届書【様式11】を提出してください。

※経過観察に努め、アレルギー症状に変化があった場合は医師の診察を受け学校へ報告してください。

以上のとおり相違ありません。また、情報を共有することについても同意します。

年 月 日 保護者氏名 印

※ここより下は、学校で記入します。

9 面談日時(学校記入欄)

日 時	年 月 日 ()	時 分 ~	時 分
場 所			
出席者	・保護者(父・母・) ・校長 ・副校長 ・教頭 ・教務 ・学年主任 ・学級担任 ・養護(助)教諭 ・給食主任 ・栄養教諭・学校栄養職員 ・その他()		

10 対応委員会での検討・決定事項 年 月 日()

対応内容等	<input type="checkbox"/> 卵の対応食を提供 <input type="checkbox"/> 乳の対応食を提供 <input type="checkbox"/> 卵・乳の対応食を提供 <input type="checkbox"/> 対応できない
	対応期間: 年 月 日 ~ 年 月 日
その他参考になる 事項や配慮・確認 事項	

確 認 欄	校長	副校長	教頭	教務	学年主任	学級担任	養護(助) 教諭	給食主任	栄養教諭・学校栄養職員

【様式9】

食物アレルギー対応実施（変更）決定通知書

年 月 日

保護者 様

鳥取市教育委員会
教育長

㊟

鳥取市立 学校
校 長

㊟

年 月 日付で申請のあった学校給食における食物アレルギー対応について、下記のとおり決定したので通知します。

については、別添「食物アレルギー対応実施（変更）決定承諾書」に必要事項を記入のうえ、学校へ提出願います。

記

(ふりがな)		学年・組	年 組
児童生徒氏名			
決定内容			
理由			
対応期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
備 考			

【様式10】

食物アレルギー対応実施（変更）決定承諾書

鳥取市教育委員会 教育長 様

鳥取市立 小学校長 様

学校給食における食物アレルギー対応の決定内容について承諾します。

年 月 日

(ふりがな)

児童生徒氏名

学年・組

年

組

保護者氏名

㊞

【様式 1 1】

食物アレルギー対応（除去食・代替食）解除届出書

年 月 日

鳥取市教育委員会 教育長 様

鳥取市立 学校長 様

保護者氏名 ㊟

次のとおり食物アレルギー対応の決定事項について、解除をお願いします。

記

(ふりがな)			
児童生徒氏名		学年・組	年 組
食物アレルギー対応 (代替食・除去食) 原因食物	【該当するものに丸をつけてください。】		
	卵	乳	
解除の理由	【該当する内容に☑をつけてください。】		
	<input type="checkbox"/> 除去食・代替食の提供を申請していましたが、 年 月 日 の医療機関受診により、家庭での除去食療法の必要がなくなりました。 卵・乳については、家庭でも摂取し、異常のないことを確認しましたの で、小学校・中学校での除去食・代替食の解除をお願いします。		
	<input type="checkbox"/> 除去食・代替食の提供を申請していましたが、 年 月 日 の医療機関受診により、卵・乳に加えて、 _____ について、 家庭での除去食療法が必要になりました。		
	<input type="checkbox"/> その他（上記以外に解除の理由がある場合は、記入してください。）		
医療機関受診日	年 月 日		
備 考			

【様式12】

食物アレルギー対応（除去食・代替食）解除承諾書

年 月 日

保護者 様

鳥取市教育委員会
教育長 ㊟

鳥取市立 学校
校 長 ㊟

次のとおり除去食・代替食による食物アレルギー対応の解除について承諾します。

記

(ふりがな)			
児童生徒氏名		学年・組	年 組
解除日	年 月 日		
備 考			

【様式13-1】

〇〇年〇月 学校給食食物アレルギー対応献立表【除去食・代替食用】(例)

〇〇年〇月〇〇日
鳥取市教育委員会学校保健給食課
(鳥取市立〇〇学校給食センター)

鳥取市立〇〇小学校 〇年 〇組
児童生徒氏名 〇〇 〇〇
保護者氏名 〇〇 〇〇 印

アレルギー原因食物	校長	担任	養護教諭	給食主任	学校給食センター
卵・乳					

学校給食センター→学校→家庭(保護者 印)→学校 印(担任→養護教諭→給食主任→校長)→学校給食センター→学校→家庭

日	献立名	アレルギー原因食物	
		卵・乳	対応献立 (除去食・代替食)
1 日 (月)	ご飯		
	牛乳		
	はたはたのから揚げ		
	こまつなのみそ汁		
	なすと牛肉の炒め物		
	(中)二十世紀梨		
2 日 (火)	ご飯		
	牛乳		
	チンジャオロース		
	キムチスープ		
	中華和え	錦糸卵(卵)	【除去食】錦糸卵を除去
3 日 (水)	パン米粉パン		
	牛乳		
	いかミンチカツ	卵白	【代替食】卵抜きハンバーグ
	オクラのスープ		
	ジャーマンポテト		
4 日 (木)	ご飯		
	牛乳		
	はまちのしょうが煮		
	もずくのみそ汁		
	ゴーヤチャンプルー		
	(小)二十世紀梨		
5 日 (金)	ご飯		
	牛乳		
	ミートボール		
	夏野菜カレー		
	夏だいこんのサラダ		
	らっきょう		

【様式 13-2】

〇〇年〇月 学校給食食物アレルギー対応献立表【詳細献立表】(例)

〇〇年〇月〇〇日

鳥取市立〇〇小学校 〇年 〇組
 児童生徒氏名 〇〇 〇〇
 保護者氏名 〇〇 〇〇 印

鳥取市教育委員会学校保健給食課
 (鳥取市立〇〇学校給食センター)

学校給食センター→学校→家庭(保護者記入)→学校(学級担任確認)

保護者記入欄
 (数字を記入)

日	献立名	アレルギー原因食物	制限に対する対応方法 1.全部食べない 2.一部を食べない 3.一部弁当持参 4.その他()	学級担任確認
1日(月)	ご飯	米		
	牛乳	牛乳		
	はたはたのから揚げ	はたはた 塩 小麦粉 でんぷん(じゃがいも) 大豆油(植物性油)		
	こまつなのみそ汁	こまつな にんじん しめじ たまねぎ 煮干し(いわし) みそ(大豆)		
	なすと牛肉の炒め煮	牛肉 なす たまねぎ にんじん ねぎ 生姜 しょうゆ(大豆 小麦) みりん 砂糖		
	(中)二十世紀梨	二十世紀梨		
2日(火)	ご飯	米		
	牛乳	牛乳		
	テンジャオロース	豚肉 たけのこ ピーマン にんじん 生姜 しょうゆ(大豆 小麦) 砂糖 キヤノーラ油(植物性油) でんぷん(じゃがいも) オイスターソース【かき ぼたて 白身魚 こんぶ 砂糖 たんぱく加水分解物(とうもろこし パーム油) 水あめ 塩 酒】		
	キムチスープ	もやし たまねぎ なら しょうゆ(大豆 小麦) みそ(大豆) 酒 白菜キムチ【酢(りんご) たんぱく加水分解物(大豆) 魚醤(いわし) トマト キサンタンガム(大豆) とうがらし 酒 たまねぎ 色素(大豆 米) にんにく】 スープストック【乳製品(脱脂粉乳 全粉乳) 豚脂 ポテトスターチ かつおエキス(かつお) たんぱく加水分解物(ほっけ 大豆) 酵母エキス 香料(パーム油) コーンスターチ 塩 砂糖】 はるさめ【じゃがいもでんぷん(じゃがいも) コーンスターチ】		
中華和え	キャベツ にんじん きゅうり 鶏卵【鶏卵 砂糖 塩 はちみつ かつおだし しょうゆ(大豆 小麦) こんぶだし みりん たんぱく加水分解物(植物性) 酢 コーンスターチ】 しょうゆ(大豆 小麦) ごま油(ごま)(植物性油)			
3日(水)	バイン米粉パン	小麦粉 脱脂粉乳 魚油(いわし) 米粉 バインアップル 砂糖		
	牛乳	牛乳		
	いかミンチカツ	いか 卵白 でんぷん(じゃがいも) 豚脂 パン粉(小麦) キャベツ 砂糖 酒 香料 パッター(小麦 乳 大豆) 酵母エキス 塩 大豆油(植物性油)		
	オクラのスープ	オクラ 冬瓜 にんじん たまねぎ スイートコーン しょうゆ(大豆 小麦) こしょう コンソメスープのもと【塩 麦芽糖 チキンコンソメパウダー(鶏肉) ぶどう糖 酵母エキス たんぱく加水分解物(かつお) 魚醤(ほっけ) 香料 トマト にんじん たまねぎ】		
ジャーマンポテト	ベーコン【豚肉 塩 砂糖 大豆たんぱく(大豆) ポークコラーゲン】 じゃがいも たまねぎ 甘長とうがらし 塩 こしょう			
4日(木)	ご飯	米		
	牛乳	牛乳		
	はまちのしょうが煮	はまち 砂糖 しょうゆ(大豆 小麦) 生姜 でんぷん(じゃがいも) 精蜜 たんぱく加水分解物(豚肉 大豆) 酵母エキス		
	もずくのみそ汁	もずく たまねぎ なす にんじん ねぎ 煮干し(いわし) みそ(大豆)		
	ゴーヤチャンプルー	豚肉 豆腐(大豆) にながり たまねぎ しょうゆ(大豆 小麦) 砂糖 塩 こしょう キヤノーラ油 スープストック【乳製品(脱脂粉乳 全粉乳) 豚脂 ポテトスターチ かつおエキス(かつお) たんぱく加水分解物(ほっけ 大豆) 酵母エキス 香料(パーム油) コーンスターチ 塩 砂糖】		
(小)二十世紀梨	二十世紀梨			
5日(金)	ご飯	米		
	牛乳	牛乳		
	ミートボール	肉団子【鶏肉 牛肉 豚脂 たまねぎ パン粉(小麦 乳 大豆) 植物性たんぱく(大豆) 塩 ビーフエキス ぶどう糖 砂糖 香料】 たれ【砂糖 しょうゆ(大豆 小麦) 酢(小麦) しょうが汁 りんごジュース(りんご) ごま油(ごま)(植物性油)】		
	夏野菜カレー	牛肉 じゃがいも たまねぎ かほちや トマト にんにく 枝豆(大豆) キヤノーラ油(植物性油) 梨ピューレ【梨 レモン汁(レモン) グラニュー糖】 中濃ソース【トマト にんじん たまねぎ ねぎ マッシュルーム シヤロット にんにく 砂糖 醸造酢 塩 コーンスターチ 香料】 カレールー【小麦粉(小麦) 豚脂 塩 カレー粉 トマト 砂糖 たまねぎ にんにく 酵母エキス 香料 チヤツネ(りんご)】		
	夏だいこんのサラダ	大根 ほうれんそう にんじん 花かつお(かつお) たまねぎドレッシング【たまねぎ 果糖ぶどう糖液糖 砂糖 醸造酢(りんご みかん) しょうゆ(大豆 小麦) 塩 酒 チキンエキス(鶏肉) レモン しいたけ にんにく 生姜 こんぶエキス 麗節エキス(かつお) 魚介エキス(ほっけ) 香料(レモン オレンジ)】		
	らっきょう	らっきょう らっきょう酢		

【様式14】

食物アレルギー対応食受渡し記録票

センター名： 鳥取市立〇〇学校給食センター
 学校名： 鳥取市立〇〇学校

年度 月 日()

種別		除去アレルギー (卵・乳)	対応献立	配膳室 確認欄	受け渡しの記録 (該当に○をつけ、担任外の場合は記名してください。)	学校 返却 確認欄
児童生徒名	年組					
〇〇 〇〇	1年 1組	オムレツ	さけの塩焼き		担任 担任外の教職員()	
〇〇 〇〇	2年 1組				担任 担任外の教職員()	
〇〇 〇〇	3年 1組				担任 担任外の教職員()	
検食	1年1組に配送					
保存食	1年1組に配送					

【学校における食物アレルギー対応食受け渡しの流れ】

チェック
欄

- 1 コンテナ到着後、担当職員がコンテナから蓋付き専用容器を出す。
- 2 蓋付き専用容器の学校名、対象児童(生徒)名を確認する。
- 3 蓋付き専用容器に対応献立が入った個人別専用容器、専用食器、検食用容器、保存食が入っていること
を確認する。
- 4 記録票「配膳室確認欄」にサインをする。
- 5 「検食」を学校長へ渡す。※学校長は、衛生管理チェックリストー日常点検票一に記入する。
- 6 「保存食」を専用冷凍庫に入れる。
- 7 配膳室で、蓋付き専用容器を担当職員から学級担任へ渡す。
- 8 記録票「受け渡しの記録」欄に○を付ける。
- 9 学級担任は、教室で、食物アレルギー対応食を確実に対象児童生徒に配膳する。
- 10 学級担任は、配膳時に対象児童生徒がアレルギー原因食物に触れることがないように注意し、
他の児童生徒にもその旨を指導する。
- 11 学級担任は、個人別専用容器、専用食器を蓋付き専用容器に入れ、配膳室に戻す。
- 12 担当職員は、蓋付き専用容器の中に個人別専用容器、専用食器、検食用容器が入っていることを確認し、
コンテナに入れる。
- 13 記録票「学校返却確認欄」にサインをする。

【注意事項】

- ※1 担当職員・・・配膳担当職員をいう。
- ※2 対象児童(生徒)が欠席の場合は、蓋付き専用容器を配膳室で保管し、そのまま学校給食センターへ返却する。
- ※3 食物アレルギー対応食を残した場合は、対応献立が入っていた個人別専用容器に戻して返却する。
- ※4 検食用の食器は、職員室(予備)の食器で対応する。
- ※5 本記録票は、各学校において、1年間保存すること。

緊急時個別対応カード

秘

年 組 名前

原因食物など:

1	食べた時刻	年 月 日 () 午前・午後 時 分
2	食べた状況	・食べた 何を() ・量() ・場所()
3	アレルギーの除去	・口の中のものを取り除く ・口をすすぐ ・手を洗う ・目や顔を洗う
	軽 症	<input type="checkbox"/> 部分的なじんましん、あかみ <input type="checkbox"/> 軽度のかゆみ <input type="checkbox"/> 口の中の違和感、唇の腫れ <input type="checkbox"/> 目のかゆみ、充血 <input type="checkbox"/> くしゃみ、鼻水、鼻づまり <input type="checkbox"/> 軽い腹痛、吐き気 <div style="float: right; margin-left: 20px;"> ★処方薬 () ★保管場所 () ★内服時刻 (:) </div>
	バイタルチェック	時 分 脈拍 (回/分) 呼吸 (荒い ふつう)
	★教職員を呼ぶ	
	保護者連絡	誰に() 電話() 誰に() 電話()
中等	<input type="checkbox"/> 全身に広がるじんましん <input type="checkbox"/> 強いかゆみ、全身が真っ赤 <input type="checkbox"/> 顔面全体の腫れ、まぶたの腫れ <input type="checkbox"/> 複数回嘔吐、複数回の下痢 <input type="checkbox"/> 数回の軽いせき <input type="checkbox"/> 中等度の腹痛 <div style="float: right; margin-left: 20px;"> ★役割分担モデルに従って処置に当たる </div>	
重度	<input type="checkbox"/> 強いせき込み、声がれ、ぜん喘(ゼーゼー、ヒューヒュー) <input type="checkbox"/> 呼吸困難 <input type="checkbox"/> 強い腹痛、繰り返す嘔吐、頻回の下痢 <input type="checkbox"/> 意識朦朧、ぐったり、顔面蒼白 <input type="checkbox"/> 尿や便を漏らす <input type="checkbox"/> 脈が触れにくいまたは不規則 <div style="float: right; margin-left: 20px;"> ★エピペン®注射 (有・無) ★保管場所 () ★使用時刻 (:) </div>	
バイタルチェック	時 分 脈拍 (回/分) 呼吸 (荒い ふつう)	
4	救急車	救急車・要請時刻 (時 分) ・到着時刻 (時 分)
5	医療機関(主治医)	医療機関に連絡 (時 分) 医療機関名 電話
6	【その他】	

記載者名 ()

救急車(119番)に必ず伝える内容

救急車要請者 ()

●救急であることを伝える		
●学校名	住所	電話
●患者の状況、症状は……		
①エピペン®を 処方	・ されている	・ されていない
②エピペン®を 注射	・ しました	・ していません
③症 状	皮膚症状()	お腹症状() 呼吸症状()
④意識は	・ あります	・ ありません
⑤その他()		

参考資料1

年 月 日

鳥取県東部広域行政管理組合消防局長
鳥取中部ふるさと広域連合消防局長 様
鳥取県西部広域行政管理組合消防局長

学校名
学校長 印

緊急を要する児童生徒の対応について（お願い）

次の児童生徒は、食物アレルギーにおいて、重篤な症状を持つと医師の診断が出ています。緊急時に備え、事前に情報提供いたしますので、適切な対応をよろしくご願ひいたします。

児童生徒名（フリガナ）	
住所	
性別	男 ・ 女
生年月日	平成 年 月 日 生
エピペン® 保有の有無	有 ・ 無
原因となる食物	
主な症状	
過去のアナフィラキシー症状の発症歴 （年齢・原因・症状等）	
かかりつけ医療機関	医療機関名： 診療科： 医師名： 電話：
緊急時の収容先医療機関	医療機関名： 診療科： 医師名： 電話：
緊急時に推奨する処置 （エピペン® 投与を必要とする 等）	

緊急時の対応に備え、事前に消防署へ上記内容について情報提供することに同意します。

保護者の署名又は記名押印

(緊急連絡先：)

食物アレルギーに関わる食材例示

※ この表は、食物アレルギー献立表で表示する主なアレルギー食材を示したものです。

※ “アレルギー食材”欄記入時の参考としてください。

※ 代替表記：表記方法等が異なるが、特定原材料と同一であることが理解できる表記です。

【特定原材料】義務表示（7品目）	
品目	代表表記の例
卵	玉子、たまご、鶏卵、うずら卵
乳	牛乳、クリーム（乳製品）、バター、チーズ、脱脂粉乳 等
小麦	こむぎこ、コムギ
落花生	ピーナッツ
えび	海老、エビ
そば	ソバ
かに	蟹、カニ
【特定原材料に準ずるもの】奨励表示（20品目）	
品目	代表表記の例
いくら	イクラ
キウイフルーツ	キウイ
くるみ	クルミ
大豆	だいず、ダイズ
バナナ	ばなな
やまいも	山芋、ヤマイモ、山いも、長いも
カシューナッツ	
もも	モモ、桃、ピーチ
ごま	
さば	鯖、サバ
さけ	鮭、サケ、サーモン、しゃけ、シャケ
いか	イカ
鶏肉	とりにく、とり肉、鳥肉、鶏、鳥、とり、チキン
りんご	リンゴ、アップル
まつたけ	松茸、マツタケ
あわび	アワビ
オレンジ	
牛肉	牛、ビーフ、ぎゅうにく、ぎゅう肉、牛にく
ゼラチン	
豚肉	ぶたにく、豚にく、ぶた肉、豚、ポーク

※ アレルギー物質の中でも、特に症例数が多い、又は重篤度の高い7品目「えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生」は「特定原材料」といい、これが含まれている食品はその旨の表示が義務付けられています。過去に一定の頻度で健康被害が見られる「あわび」、「いか」などの20品目は「特定原材料に準ずるもの」とし、可能な限り表示することが奨励されています。

保護者への確認と説明事項

●対応する内容

- 除去食は、調理過程で除去した給食を提供します。
- 代替食は、主菜、副菜（和え物）、デザートを提供します。
- 調理済み加工品については、デザートを含め代替食を提供します。
- 提供する対応食について、見た目が似たものにはならない場合があります。

●対応食の具体例

- 事故防止の観点から、完全除去食を提供します。食物アレルギーの程度によって食べられる場合も一律除去食となります。

●食物アレルギー対応食調理

- 食材等の保管場所【冷蔵庫、冷凍庫、食品庫（調味料・乾物）】は、専用ではありません。
- 食物アレルギー対応食の調理は専用個室ではありません。
（通常給食と同じ調理スペースでの調理となり、同スペースでは多種多様な食材を取り扱っています。）
- ボール、鍋、フライパン、お玉などはできる限り専用の器具を使用していますが、全てではありません。
- 器具等の洗浄シンクは専用ではありません。（食物アレルギー対応食用の器具を洗浄してから他のものを洗います。）
- 器具等の消毒保管庫は専用ではありません。（広い庫内に仕切りはなく、他の調理器具と同じ空間での消毒保管になります。）
- 食物アレルギー対応食の調理は、調理員が専任で行います。（なお、アレルゲンには触れませんが、他の作業も行います。）
- 揚げ物については、食物アレルギー対応食のみ別鍋、別油で揚げます。
- 蒸し調理、焼調理のできる調理場では、通常給食と同じ蒸し器、オーブンを使用します。（食物アレルギー対応食を調理してから通常給食の調理を行います。）
- スープ等、鍋を使う調理の場合は、アレルゲンとなる食材を入れる前に別の鍋に移し取ります。
- 食物アレルギー対応食は専用食器に入れて届けます。食器もアレルギー専用のものを使用します。

●配送

- 調理場からは、個別に学校、学年、学級、氏名等を記入した専用容器に入れて配送します。

※参考資料・文献

- ・学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン
（初版 平成20年3月31日） 公益財団法人 日本学校保健会
- ・学校給食における食物アレルギー対応指針
（平成27年3月） 文部科学省
- ・学校における食物アレルギー対応基本方針
（平成28年3月） 鳥取県